

庄原市地域防災計画

(基本編)

令和4年6月10日修正

(平成17年6月15日策定)

庄原市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 防災計画作成の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	1
1. 基本理念	
2. 基本原則	
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1. 市	
2. 県	
3. 警察	
4. 指定地方行政機関	
5. 指定公共機関	
6. その他の機関等	
第5節 庄原市の自然的条件	5
第6節 地域防災計画の修正等	6
1. 防災計画の修正	
2. 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係	
3. 他の法律との関係	
4. 防災計画の周知徹底	

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針	7
第2節 防災施設・設備の新設又は改良計画	7
1. 目的	
2. 実施責任者	
3. 実施事項	
4. 実施方法	
第3節 市民の防災活動の促進に関する計画	8
1. 方針	
2. 防災教育	
3. 防災訓練	
4. 消防団への入団促進	
5. 地区防災計画の策定等	
6. 自主防災組織の育成・指導	
7. ボランティア活動の環境整備	
8. 企業防災の促進	
9. 市民運動の推進	
第4節 調査・研究に関する計画	12
1. 目的	
2. 実施責任者	
3. 実施事項	
4. 実施方法	

第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	13
1.	方針	
2.	災害発生直前の応急対策への備え	
3.	災害発生直後の応急対策への備え	
4.	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
5.	救助・救急、医療、消火活動への備え	
6.	緊急輸送活動への備え	
7.	避難の受入れ・情報提供活動への備え	
8.	救援物資の調達・供給活動への備え	
9.	燃料確保の備え	
10.	電源の確保	
11.	倒木等への対策	
12.	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定締結	
13.	建設業等の担い手の確保・育成	
14.	空家状況の把握	
15.	男女共同参画センター等との連携	
16.	文教関係	
17.	放射線の測定	
18.	罹災証明書の発行体制の整備	
第5節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画	20
1.	方針	
2.	洪水浸水想定区域等について	
3.	ハザードマップの作成	
4.	避難計画の作成等	
5.	住民への周知等	
6.	指定避難所等の整備	
7.	動物愛護管理に関する計画	
第6節	災害危険地域の指定と周知に関する計画	24
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	災害危険地域の指定	
4.	実施要項	
5.	災害危険箇所の避難体制	
第7節	地震等災害の予防に関する計画	25
第8節	豪雪災害の予防に関する計画	25
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	実施事項	
第9節	林野火災の予防に関する計画	26
1.	目的	
2.	本市の現況	
3.	実施責任者	
4.	実施事項	
5.	実施方法	
第10節	災害対策資機材等の備蓄に関する計画	27
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	災害対策資機材の対象	
4.	実施方法	

第11節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	29
1.	方針	
2.	要配慮者に配慮した環境整備	
3.	社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	
4.	在宅の避難行動要支援者対策	
5.	要配慮者への啓発・防災訓練	
6.	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	
第12節	広域避難の受入に関する計画	32
1.	方針	
2.	被災住民の受入れ	
3.	被災住民の受入れが不要となった場合	
4.	県の支援	
第3章	災害応急対策計画	
第1節	基本方針	33
第2節	災害発生直前の応急対策	
第1項	組織、動員計画	33
1.	目的	
2.	災害応急組織の基本原則	
3.	災害対策本部	
4.	配備	
5.	災害対策本部配備	
6.	動員	
第1項の2	労働力確保計画	48
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	実施方法	
第2項	気象警報等の伝達に関する計画	48
1.	目的	
2.	気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	55
1.	避難の指示	
2.	報告	
3.	避難の誘導	
4.	再避難の措置	
第3節	災害発生後の応急対策	
第1項	災害情報計画	61
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	情報の収集伝達手段	
4.	災害情報の収集伝達	
5.	災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項	通信運用計画	71
1.	災害時の通報連絡の確保	
2.	通信施設の応急復旧	

第4節	ヘリコプターによる災害応急対策	72
1.	目的	
2.	活動体制	
3.	活動内容	
4.	活動拠点の確保	
5.	支援要請	
6.	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	
第1項	自衛隊派遣要請計画	75
1.	目的	
2.	災害派遣要請の基準	
3.	災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	
4.	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5.	災害派遣要請の手続	
6.	災害情報の連絡	
7.	災害地における調整	
8.	災害派遣部隊の受入れ	
9.	派遣に要する経費の負担	
10.	派遣部隊の撤収要請	
第2項	相互応援協力計画	77
1.	方針	
2.	実施内容	
第3項	防災拠点に関する計画	78
1.	目的	
2.	防災救援拠点	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	
第1項	救護計画	79
1.	目的	
2.	陸上災害救難	
3.	惨事ストレス対策	
4.	部隊間の活動調整	
第2項	医療救護・助産計画	80
1.	趣旨	
2.	医療救護体制等の整備（平常時）	
3.	災害時における実施責任者及び実施内容	
4.	医療救護等の活動内容	
5.	惨事ストレス対策	
6.	助産	
7.	部隊間の活動調整	
第3項	消防計画	83
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	実施方法	
4.	相互応援協力体制の整備	
5.	惨事ストレス対策	
6.	部隊間の活動調整	

第4項	水防計画	84
1.	目的	
2.	実施責任者	
3.	実施方法	
4.	災害対策本部との関係	
第5項	危険物等災害応急対策計画	84
1.	目的	
2.	実施方法	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1項	交通、輸送応急対策計画	86
1.	目的	
2.	交通秩序応急対策	
3.	応急輸送対策	
第8節	避難生活及び情報提供活動	
第1項	避難計画	89
1.	趣旨	
2.	指定避難所の開設	
3.	避難行動要支援者の避難等	
4.	指定避難所の管理運営	
5.	広域的避難	
6.	帰宅困難者対策	
第2項	災害広報・被災者相談計画	91
1.	目的	
2.	実施方法	
第3項	住宅応急対策計画	93
1.	趣旨	
2.	実施する応急対策の内容	
3.	実施責任者	
4.	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	
5.	住宅の応急修理	
6.	市営住宅の提供	
7.	被災建築物応急危険度判定	
8.	民間賃貸住宅の情報提供	
9.	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動	
第1項	食料供給計画	97
1.	趣旨	
2.	実施責任者及び実施内容	
3.	実施方法	
4.	食料供給の適用範囲及び期間	
5.	使途及び経費	
第2項	給水計画	97
1.	趣旨	
2.	実施責任者	
3.	給水の基準	
4.	飲料水等供給方法	

第3項	生活必需品等供給計画	98
1.	趣旨	
2.	実施責任者	
3.	実施基準	
4.	生活必需品等の範囲	
5.	実施方法	
第4項	救助物資の調達及び配送計画	99
1.	方針	
2.	物資の調達及び受入体制	
第10節	保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動	
第1項	防疫計画	100
1.	目的	
2.	防疫	
第2項	遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	101
1.	方針	
2.	遺体の搜索	
3.	遺体への適切な対応	
4.	遺体の埋火葬	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	102
1.	方針	
2.	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3.	交通施設の応急復旧活動	
4.	治水施設等の応急復旧活動	
5.	治山施設等の応急復旧活動	
6.	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7.	住民への広報活動	
第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	103
1.	目的	
2.	電力施設災害応急対策	
3.	ガス施設災害応急対策	
4.	水道施設災害応急対策	
5.	下水道施設災害応急対策	
第3項	廃棄物処理計画	104
1.	方針	
2.	災害廃棄物処理計画	
3.	実施主体等	
4.	災害廃棄物の処理	
5.	災害廃棄物処理実行計画の作成	
第4項	有害物質等による環境汚染防止計画	105
1.	目的	
2.	実施方法	
3.	環境汚染防止の推進等	

第12節	ボランティアの受入等に関する計画	106
1.	方針	
2.	ボランティアの受入れ	
3.	専門ボランティアの派遣等	
4.	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5.	災害情報等の提供	
6.	ボランティアとの連携・協働	
7.	市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	
8.	ボランティア保険制度	
第13節	文教計画	109
1.	目的	
2.	避難対策	
3.	生徒等への相談活動	
4.	応急教育対策	
5.	学校が地域の避難所となる場合の対策	
6.	社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策	
7.	文化財に対する対策	
第14節	保育に関する計画	112
1.	目的	
2.	避難対策	
3.	応急対策	
第15節	災害救助法適用計画	113
1.	目的	
2.	災害救助法適用	
第16節	航空機事故による災害応急対策計画	117
1.	目的	
2.	情報の伝達	
3.	実施責任者及び実施内容	
4.	応援協力	
第17節	主な災害の特質及び対策の計画	117
1.	雪害対策	
2.	長雨対策	
3.	豪雨、台風による洪水対策	
4.	長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策	
5.	風害対策	
6.	林野火災対策	
7.	農業用ため池、水利施設等の老朽化対策	
8.	突発的災害対策	
9.	農地・森林等の保全の取組	

第4章 災害復旧計画	
第1節 目的	122
第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	122
1. 方針	
2. 各種調査の住民への周知	
3. 罹災証明書の交付	
4. 被災者台帳の整備	
5. 各種支援措置等	
6. 市内諸団体の資金の充実	
第3節 被災者の生活確保に関する計画	123
1. 方針	
2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3. 被災者等に対する生活相談	
4. 雇用の安定支援	
第4節 施設災害復旧計画	124
1. 方針	
2. 復旧計画	
第5節 激甚災害の指定に関する計画	124
1. 方針	
2. 激甚災害に関する調査	
第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	124
1. 方針	
2. 受入れ体制の確立	
3. 救援物資及び義援金の配分	
第7節 災害復興計画（防災まちづくり）	126
1. 方針	
2. 被災地における市街地の復興	
3. 学校施設の復興	

第1章 総 則

第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本市の市域に係る防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

1. この計画は、「基本編」と「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「庄原市水防計画」とも十分な調整を図る。
2. この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
3. この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
4. この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1. 基本理念
防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
 - (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
 - (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
 - (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2. 基本原則

防災関係機関は、基本理念に則り、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (7) 庄原市防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (8) 市民は、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1. 市

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導及びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (13) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報

2. 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 被害調査
- (4) 災害広報
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 被災施設の応急復旧
- (7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に努める

3. 警察

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒及び住民等に対する避難の指示、誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4. 指定地方行政機関

- (1) 中国総合通信局
 - ア. 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 電波の管理及び電気通信の確保
 - ウ. 災害時における非常通信の運用監督
 - エ. 非常通信協議会の指導育成
 - オ. 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
- (2) 中国財務局
 - ア. 被災復旧事業費の査定への立会
 - イ. 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
 - ウ. 国有財産の無償貸付等
 - エ. 金融機関に対する金融上の措置の要請
- (3) 三次労働基準監督署
 - 労働災害防止対策及び労災補償給付
- (4) 中国四国農政局広島県拠点
 - ア. 生鮮食料品等の供給対策
 - イ. 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

- (5) 広島地方気象台
 - ア. 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表
 - イ. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備
 - エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
 - オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ. 緊急地震速報（警報）の利用周知・広報
 - (6) 中国四国地方環境事務所
 - ア. 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - イ. 家庭動物の保護等に係る支援
 - ウ. 災害時における環境省本省との連絡調整
 - (7) 中国運輸局
 - ア. 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ. 運送等の安全確保に関する指導監督
 - ウ. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
 - エ. 緊急輸送に関する要請及び支援
 - (8) 中国地方測量部
 - ア. 地理空間情報の活用に関すること
 - イ. 防災関連情報の活用に関すること
 - ウ. 地理情報システムの活用に関すること
 - エ. 復旧測量等の実施に関すること
5. 指定公共機関
- (1) 日本郵便株式会社中国支社
 - ア. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ. 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ. 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
 - (2) 庄原赤十字病院
 - 災害時における医療、助産等救護の実施
 - (3) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - ア. 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - イ. 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - ウ. 被災公衆電気通信設備の復旧
 - エ. 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板「Web171」の提供
 - オ. 「災害用伝言版サービス」の提供
 - (4) ソフトバンク株式会社
 - ア. 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ. 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧
 - (5) KDDI株式会社中国総支社
 - ア. 電気通信設備の整備及び防災管理
 - イ. 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - ウ. 被災電気通信設備の災害復旧

- (6) 西日本旅客鉄道株式会社三次鉄道部
 - ア. 鉄道施設の防災管理
 - イ. 災害時における旅客の安全確保
 - ウ. 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - エ. 被災鉄道施設の復旧
- (7) 西日本高速道路株式会社中国支社三次高速道路事務所
 - ア. 管理道路の防災管理
 - イ. 被災道路の復旧
- (8) 備北交通株式会社
 - ア. 災害時における旅客の安全確保
 - イ. 災害時における避難者の緊急輸送等の協力
- (9) 日本通運株式会社庄原営業所
 - 災害時における救援物資の緊急輸送の協力
- (10) 中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター
 - ア. 電力施設の防災管理
 - イ. 災害時における電力供給の確保
 - ウ. 被災施設の応急対策及び応急復旧

6. その他の機関等

- (1) 自衛隊
 - ア. 災害派遣の準備
 - (ア) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - (イ) 自衛隊災害派遣計画の作成
 - イ. 災害派遣の実施
 - (ア) 人名及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - (イ) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
- (2) 自治振興区
 - 災害意識の啓発、災害時の避難などの地域住民に対する連絡など
- (3) 庄原地区医師会
 - 災害時における医療、助産等救護の実施、及び負傷者の受入れ並びに看護
- (4) ガス供給業者
 - ガス施設の防災対策、災害時における供給確保及び施設復旧
- (5) 旅客・貨物運送業者
 - 災害時における旅客の安全確保、救援物資及び避難者の輸送協力
- (6) 防災上重要な施設の管理者
 - 施設の防災管理、災害時の避難誘導等の安全対策の実施

第5節 庄原市の自然的条件

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、神石高原町、西は三次市、南は府中市、北は島根県・鳥取県に隣接している。

面積は、1,246.49 km²で、広島県の総面積 8,479.38 km²の約 14%を占め、地勢は、標高 150m～200mの盆地をはじめ、全般に緩やかな起伏の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は 1,200m級の山々に囲まれ、急峻で狭あいな地形となっている。

市域の大部分は林野及び農地となっており、宅地などの利用は、概ね河川に沿った盆地や流域に帯状に広がる平坦地に限定されている。

本市を流れる主要な河川は、西城川、比和川、神之瀬川、田総川など江の川水系の各河川と、成羽川、帝釈川など高梁川水系の各河川である。

第6節 地域防災計画の修正等

1. 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事由が生じたときは、毎年度開催の市防災会議において、速やかに修正を行う。

2. 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準とし、共通の計画事項については県の計画に準じて作成し、県の計画及び指定地方行政機関又は指定公共機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

3. 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の統合を図るもので、従来の防災計画を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4. 防災計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び市民の周知はもちろん、関係公共機関及び公私の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者への周知徹底を図る。

また、基本法第42条第5項の規定によって、公表する。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実効を期するため、災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

1. 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
2. 市民の防災活動の促進に関する事項
3. 調査・研究に関する事項
4. 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
5. 円滑な避難体制の確保に関する事項
6. 災害危険箇所に関する事項
7. 地震災害の予防に関する事項
8. 豪雪災害の予防に関する事項
9. 林野火災の予防に関する事項
10. 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
11. 要配慮者及び避難行動要支援者に関する事項
12. 広域避難の受入に関する事項

第2節 防災施設・設備の新設又は改良計画

1. 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

なお、大規模自然災害に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか庄原市強靱化地域計画の定めるところによる。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 雪害予防に関する施設・設備
- (4) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の災害予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6) 災害時における緊急輸送に関する施設・設備
- (7) その他防災に関する施設・設備

4. 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務、又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 市民の防災活動の促進に関する計画

1. 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織や女性防火クラブの育成指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するように努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2. 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、市民に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な応急措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施内容

ア. 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ. 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(ア) 普及啓発内容

- a. 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b. 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c. 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d. 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e. 建築物に対する防火知識
- f. 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g. 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h. 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i. 適切な避難行動の実践に必要な知識

- j. 基本的な防災用資機材の操作方法
- k. 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- l. その他防災知識の普及啓発に必要な事項
- m. 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報（警報）利用の心得

(イ) 実施方法

- a. ホームページ・パンフレット・リーフレット・ポスターによる普及啓発
- b. 広報誌・インターネット・住民告知端末・その他広報媒体による普及啓発
- c. 映画・スライド等による普及啓発
- e. 防災に関する講習会・展示会等の開催による普及啓発
- f. 学校教育等（少年消防クラブ、幼年消防クラブの育成・強化を含む。）を通じての児童、生徒等に対する周知徹底
- g. その他時宜に即した方法による普及啓発
- h. 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

3. 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとするを目的とする。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項及び実施方法

次の訓練を、関係機関及び市民の協力のもとに実施する。

また、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

ア. 総合防災訓練

市防災会議は、関係機関、その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者及び市民の協力のもとに防災に関する、災害対策本部の設置・運用訓練、非常無線通信訓練、避難行動要支援者への情報伝達訓練等の各種訓練を総合的に実施する。

イ. 警戒避難訓練

市長・教育長及び病院等多数の者を収容する施設の管理者は、市地域防災計画及び各機関の計画に基づいて、市民、消防機関の職員・消防団員・児童・生徒等の参加のもとに、災害の警戒、避難、避難所の開設等を実施する。

ウ. 動員配備・情報伝達訓練

市・消防機関の職員及び消防団員並びに消防関係機関は、それぞれの計画及び要領等に基づいて、災害対策要員配備・非常招集・気象・災害情報の収集伝達訓練を、県、警察署、N T T西日本広島支店等の協力を得て実施する。

エ. 水防訓練

本市水防計画に基づいて、水防工法等必要な訓練を実施する。

オ. 消防訓練

本市消防計画に基づいて、要員の非常招集・消火等必要な訓練を実施する。

カ. その他防災に必要な訓練を実施する。

4. 消防団への入団促進

(1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

市長

(3) 実施内容

市長は、消防団員数の確保とともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

- ア. 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ. (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- ウ. 女性消防団員の入団促進
- エ. 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- オ. 消防団員の活動環境の整備
- カ. 消防団と事業所の協力体制の推進

5. 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6. 自主防災組織の育成・指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア. 市長

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ. その他災害予防責任者

市が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施事項

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア. 自主防災組織の規約、活動計画等訓練の作成指導
- イ. リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ. 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ. その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 実施方法

ア. 自治振興区、事業所等を単位とし、地域連帯をもってそれぞれの防災活動が効果的に実施できる組織とし、組織の育成・強化について、市はこれを強力に推進する。

イ. 編成

自主防災組織は概ね次のような任務分担を編成する。

班 名	分担事項
情 報 班	情報の収集、伝達
消 防 班	初期消火
救 護 班	負傷者の救護班
避 難 誘 導 班	住民の避難誘導等
給 食、給 水 班	給食、給水活動等

ウ. 活動内容

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(ア) 平常時の活動

- a. 情報の収集及び伝達体制の確立
- b. 防災知識の普及
- c. 防災訓練の実施
- d. 火気使用設備機具等の点検
- e. 防災資機材等の備蓄、整備

(イ) 災害時の活動

- a. 被害の状況等情報の収集及び伝達
- b. 出火防止、初期消火
- c. 避難誘導活動
- d. 避難行動要支援者の避難支援
- e. 救出救護活動
- f. 給食給水や救援物資の配分への協力

7. ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

(2) 実施責任者

市、日本赤十字社広島県支部及び庄原市社会福祉協議会

(3) 実施内容

ア. 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ. 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社広島県支部、庄原市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ. 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ. 市は、庄原市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ. 日本赤十字社広島県支部及び庄原市社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

カ. 広島県社会福祉協議会及び庄原市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び市は、それを支援する。

キ. 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8. 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 実施責任者

市、企業、商工会・商工会議所

(3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に務めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損保保健等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9. 市民運動の推進

(1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、県及び市が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア. 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ. 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第4節 調査・研究に関する計画

1. 目的

この計画は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万事を期することを目的とする。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

4. 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、市防災会議が関係機関との調整に当る。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1. 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2. 災害発生直前の応急対策への備え

(1) 職員の動員配備体制の整備

ア. 職務代理者

災害対策本部の本部長・副本部長・各対策部長及び班長については、あらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

イ. 現地対策本部

本部長が必要と認める場合は、被災地に現地対策本部を設置するものとする。

ウ. 措置すべき事項

各実施部の部長は、災害対策本部が設置された場合における所掌事務等をあらかじめ所属職員に対して周知徹底させておくものとする。

エ. 初動体制

勤務時間外における地震発生時等に迅速な対応を行うため、動員配備の特例として職員の勤務時間外における地震発生時等の参集基準を別に定め、初動体制を確立しておく。

オ. 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくと共に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(2) 気象警報等の伝達関係

ア. 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ. 住民告知端末等による情報伝達

市は、住民告知端末等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

ウ. 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、光回線を活用した住民告知端末の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメール、緊急速報メールを含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(3) 住民等の避難誘導関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

3. 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、県及び市は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア. 市は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ. 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や住民告知端末等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。

ウ. 市は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

エ. 県及び市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

- オ. 県及び市は、地震災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間等の連絡を確保する。
- カ. 通信施設について、市は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。
- キ. 市及び通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。
- ク. 市は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4. 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

- ア. 市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。
- イ. 市は、平素から、自衛隊災害派遣部隊等の宿营地を選定しておくものとする。
- ウ. 市は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

- ア. 市は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

- イ. 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- ウ. 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5. 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

ア. 連携体制

県及び市は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ. 情報共有

県及び市は、災害拠点病院の状況、位置、特徴、連絡先等の状況を平常時において、あらかじめ共有し、速やかな応援体制に活用するものとする。

ウ. 通信手段の確保

県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア. 市は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初動消火

住民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ. 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初動消火活動の実施計画を定める。

(イ) 大地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽（耐震性貯水槽）の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、消防署はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6. 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

また、庄原市耐震改修促進計画により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7. 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

県及び市は、応急仮設住宅のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災害時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア. 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ. 衛星通信など情報通信手段の整備
- ウ. 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ. 避難計画の整備や避難訓練の実施

8. 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房機器、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

- ア. 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ. 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

- ア. 水道施設の耐震性向上
 - (ア) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
 - (イ) 老朽管路の更新等
- イ. 緊急時の給水確保
 - (ア) 配水池の増強
 - (イ) バックアップ機能の強化
 - (ウ) 応急給水拠点の整備
 - (エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等
- ウ. 迅速な緊急対応体制の確立
 - (ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法を明確にした計画の策定
 - (イ) 訓練の実施
 - (ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

市内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、市は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、県や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

9. 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

10. 電源の確保

県及び市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

11. 倒木等への対策

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

12. 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

13. 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待できる建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

14. 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

15. 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

16. 文教関係

(1) 避難計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難責任者及び指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア. 市教育委員会は、園児・児童・生徒に対する地震防災教育の実施について、市立学校の管理者を指導する。

イ. 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科・学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体をつうじて、地震の基礎的な知識及び地震発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

ウ. 高等学校の生徒を対象にして、応急看護の実践的技能の習得を図る。

(4) 学校施設の耐震化

学校施設の管理者は、できるだけ早い時期に耐震化を完了させるよう取組を進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

ア. 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。

イ. 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア. 学校又は自治振興センター等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ. 学校又は自治振興センター等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

県及び市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

17. 放射線の測定

市は、環境中の放射線の状況について、環境放射能調査を行い、測定結果をホームページ等で公表する。

18. 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1. 方針

市は、風水害等の自然災害が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

2. 洪水浸水想定区域等について

(1) 洪水浸水想定区域の指定

市は、県及び中国地方整備局が指定した西城川、戸郷川、成羽川、比和川の洪水浸水想定区域において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定める。

ア. 洪水予報等の伝達方法

イ. 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

ウ. 避難訓練に関する事項

エ. その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

オ. 施設の名称及び所在地

カ. 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

市は、県が指定した土砂災害警戒区域について、警戒区域ごとに次の事項を定める。

住民の適切な避難行動につながるよう宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア. 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ. 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ. 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ. 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ. 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ. 避難訓練の実施

3. ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等災害に関する総合的な資料を図面表示等の形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップには次の事項を記載する。

- (1) 市地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (4) 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地

4. 避難計画の作成等

(1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、病院等多数の人が集まる施設の設置者または管理者等は、市長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と協議して避難計画を作成しておく。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、自治振興センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア. 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ. 指定避難所の指定・周知

市は、自治振興センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

a. 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

b. 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

c. 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア. 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ. 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ. 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ. 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア. 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ. 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ. 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

5. 住民への周知等

県、市及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を住民等へ周知するため、市ホームページへの掲載、各戸配布等の必要な措置を行う。ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

6. 指定避難所等の整備

(1) 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア. 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ. 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

ウ. 要配慮者にも配慮した施設・設備

エ. テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ. 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ. 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

キ. 指定避難所の電力容量の拡大

(2) 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (4) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (5) 県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

7. 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第6節 災害危険地域の指定と周知に関する計画

1. 目的

市長は、法令による指定のもの、国の関係省庁の通知による指定のもののほか、市民の生命、身体及び財産の保護上危険であると認められる地域（箇所）について指定し、災害による地域住民の人的及び物的被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 災害危険地域の指定

本市の災害危険地域は、次のとおりである。

(1) 法令によるもの

- ア. 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- イ. 建築基準法による災害危険地
- ウ. 砂防指定地（砂防法）
- エ. 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- オ. 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）

(2) 国の通達等によるもの

- ア. 山地災害危険地（林野庁）
- イ. 土石流危険溪流（国土交通省）
- ウ. 重要水防箇所（国土交通省）
- エ. 急傾斜地崩壊危険箇所
- オ. 地すべり危険箇所

(3) 県地域防災計画に掲載のもの

- ア. 重要ため池（破堤時に人家及び公共施設に被害が想定される重要な農業用ため池）
- イ. 道路
 - (ア) 県管理の国道

- (イ) 県管理の主要地方道
- (4) 市長が指定するもの
 - ア. がけ地
 - イ. ため池
 - ウ. 道路
 - エ. 河川
 - オ. 低地帯

4. 実施要項

- (1) 市民及び防災関係機関等に広報紙、チラシ等によって、災害危険箇所の指定等についての周知を図る。
- (2) 梅雨、台風等の異常出水期及び降雪期には、防災無線、住民告知放送等によって、被害防止の広報を図る。
- (3) 必要に応じて災害危険箇所に標識を設置し、周知徹底を図る。
- (4) 梅雨、台風等の出水期前及び出水期後、災害危険箇所の点検を実施し、状況の把握及び危険拡大部分について、災害発生防止措置を講じる。
- (5) 避難対策について周知徹底を図る。

5. 災害危険箇所の避難体制

人家、学校、病院及び多数の者を収容する施設等の存する災害危険箇所について、災害危険箇所ごとに避難体制を整備しておく。

第7節 地震等災害の予防に関する計画

地震等災害の予防に関する計画については、別編「震災対策編」の定めるところによる。

第8節 豪雪災害の予防に関する計画

1. 目的

異常降雪時における災害発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための防災体制の強化、整備を図ることを目的とする。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 実施事項

次の事項について、事前に方策をたて、関係機関相互の連携を強化しておく。

(1) 道路交通の確保

異常降雪時には、交通・輸送のための道路の確保が被害防止軽減上、特に必要である。

道路の確保に当たっては、交通量、路線の重要性を勘案して、緊急確保路線を指定し、除雪計画を立てておく。

(2) 主要食糧・生鮮食料品・燃料等の確保

ア. 孤立地区の発生を予想して、県・中国四国農政局広島県拠点・庄原農業協同組合・生産者組合と事前に協議し、販売業者・生産者等の協力を得て、米穀の確保、生鮮食料品の確保、燃料の確保等に必要な対策を立てておく。

イ. 市民に対して、自主的な確保に努めるよう必要な広報・指導を行う。

(3) 医療措置

無医地区における急患の発生は緊急措置を要する。急患の輸送体制（陸送・空送）、救急医療薬品の備蓄、医療の応援体制等について、県と十分協議し、必要な対策を講じておく。

(4) 通信、電力施設の確保

ア. 着雪による架線の切断、アンテナの倒壊等による停電、通信の途絶対策を、中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター・NTT西日本広島支店等と協議し、電気・通信の確保を図っておく。

イ. 市内の電気店と協議し、電池の確保対策を講じておく。

(5) 水利の確保

凍結によって水利の確保に支障の生ずることのないよう十分な対策を講じておく。

(6) なだれ対策

ア. なだれ危険地区の住民及び道路通行者への広報・看板等により災害防止を講じておく。

イ. なだれによる災害から住家及び公共施設並びに通行者の保護のため、なだれ防止造林事業等の施策を講ずる。

第9節 林野火災の予防に関する計画

1. 目的

林野火災の発生を未然に防止し、また、拡大及び被害を最小限に防止するため、防火、愛林思想の徹底、監視、巡視体制の強化等防災体制の整備を図ることを目的とする。

2. 本市の現況

本市は、総面積の84%を山林で占められ、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置するため、春先の乾燥期には、火入れ、野焼等の不注意から林野火災の発生が多い。

本市の山林は、急傾斜である上に笹等の地表類の繁茂が著しいため、ひと度、山火事が発生すると、消防活動も極めて困難となり大規模火災となるおそれがある。

3. 実施責任者

災害予防責任者

4. 実施事項

- (1) 防火思想の徹底
- (2) 愛林思想の普及
- (3) 野焼、草焼等の指導
- (4) 監視、巡視体制の強化
- (5) 消防施設の整備
- (6) 火災警報の発令に伴う防火体制の強化

5. 実施方法

(1) 広報活動

ア. 市広報紙『広報しょうばら』または、住民告知放送及び広報車等により、防火思想及び愛林思想の徹底を図る。

イ. 乾燥注意報、強風注意報発表中には、住民告知放送及び広報車等による広報活動を強化し、火災警報発令による野焼、草焼の禁止を図る。

(2) 監視体制

火災警報発令中は特別予防警戒班を編成し、監視、巡視を強化し、出火予防に万全を期す。

(3) 林道

登山口等に山火事防止の標識板、立看板等を設置する。

(4) 防火帯、防火道路の整備

防火帯の設置、防火道路の整備を図り、また管理を十分に行い拡大防止を図る。

(5) 学校教育、社会教育

保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒に防火、林野保護の教育を徹底する。

また、地域の集会において防火思想の徹底を図る。

第10節 災害対策資機材等の備蓄に関する計画

1. 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確保しておくことを目的とする。

2. 実施責任者

災害予防責任者

3. 災害対策資機材の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他の生活必需品をいう。以下同じ）
- (2) 医療品等医療資機材
- (3) 防災資機材
 - ア. 救助・救難用資機材
 - イ. 消火用資機材
 - ウ. 水防関係資機材
 - エ. 流出油処理用資機材
 - オ. 陸上建設機械
 - カ. 被災建築物応急危険度判定資機材
 - キ. 被災宅地危険度判定資機材

4. 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するように努める。また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア. 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ. 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所とし、市や民間の倉庫をはじめ、避難所となる学校、自治振興センター等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

(6) 備蓄及び調達体制の確立

ア. 食料

(ア) 食料の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

(イ) 備蓄量等

a. 備蓄量

家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調達結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発生直後の2食分程度の備蓄に努める。

b. 備蓄品目

アルファ化米、パスタ、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(ウ) 食料の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

イ. 飲料水

(ア) 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道管等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

(イ) 飲料水の調達体制の確立

「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ウ. 生活必需品等

(ア) 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は備蓄に努めるものとする。

(イ) 備蓄量等

a. 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品等の備蓄に努める。

市は、被害想定調達結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発生直後の1日分程度の備蓄に努める。

b. 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用・雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

(ウ) 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

エ. 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「災害応急救助計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(ア) 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

(イ) 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には、包帯・ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受け入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材について備蓄を行うものとする。

(ウ) 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

オ. 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(ア) 救助・救援用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター・エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

(イ) 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(ウ) 水防関係資材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(エ) 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

(オ) 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努める。

(カ) 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

(キ) 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第11節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1. 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

2. 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財) ひろしま国際センターと県が協議して必要と認める場合に、「災害多言語支援センター」を設置し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。
- (2) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。
また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語(普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば)」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。
- (3) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3. 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関(消防等)の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関(他市町、県関係団体等)と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4. 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

県及び市は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体での避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 環境の整備

市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア. 市は、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ. 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援が必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ. 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア. 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ. 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ. 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ. 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ. 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ. 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導

市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5. 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、災害発生時取るべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発する。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

6. 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第12節 広域避難の受入に関する計画

1. 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2. 被災住民の受入れ

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供するものとする。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3. 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4. 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害発生の防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

1. 災害発生直前の応急対策に関する事項
2. 災害発生後の応急対策に関する事項
3. ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
4. 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
5. 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
7. 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
8. 救援物資の調達・供給活動に関する事項
9. 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動に関する事項
10. 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
11. 自発的支援の受入れに関する事項
12. 文教計画に関する事項
13. 災害救助法適用に関する事項
14. 航空機事故による災害応急対策に関する事項
15. 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1. 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2. 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者においてそれぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、庄原市行政組織規則、庄原市福祉事務所処務規則、庄原市教育委員会事務局組織規則、庄原市水道事業管理規程、庄原市議会事務局処務規程、庄原市農業委員会規則及び庄原市監査委員条例の定めるところにより行い、その総合調整は、総務部危機管理課において行う。

3. 災害対策本部

市は、総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めるときに基本法第23条の規定に基づく庄原市災害対策本部を設置する。

(1) 設置の基準

基本法第23条の規定に基づく庄原市災害対策本部の設置に係る基準は次のとおりである。

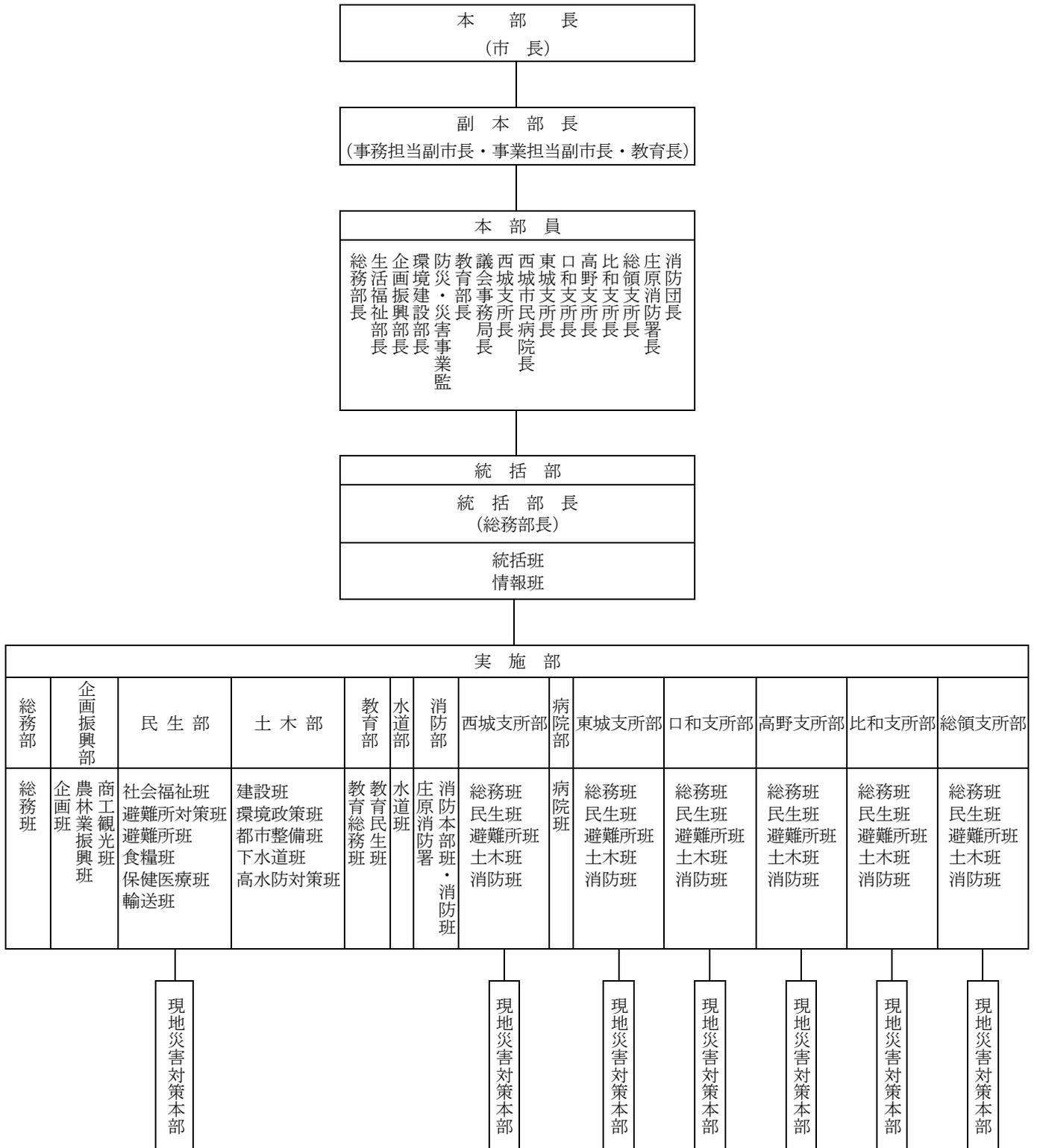
災害の種類	判断方法	判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	① 本市に、『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれたとき。ただし雨量等が予測どおり推移しているとき ② 本市に「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③ 本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実に予測される時 ④ 甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑤ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震	自動設置	市内において震度6弱以上の地震を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	市内において震度5強以上の地震を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 市内において震度5弱を観測し、甚大な被害が発生したとき
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき	

(2) 組織

庄原市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育委員会教育長を、本部員に各部長、防災・災害事業監、各支所長、議会事務局長、西城市民病院長、消防署長及び消防団長をもって充てる。
- イ. 災害対策本部の本部長（市長）に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長（副市長）が指揮を執るものとする。
- ウ. 本部に部、班を設け、部に部長、副部長を、班に班長を置く。
- エ. 各支所に支所部を設け、支所部に部長、副部長を、班に班長を置き、部長は支所長をもって充てる。
- オ. 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- カ. 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。
- キ. 災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。
- ク. 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。

庄原市災害対策本部組織図



(3) 庄原市災害対策本部の任務

庄原市災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 設置及び廃止の手続

ア. 災害対策本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所等を公示する。

イ. 設置した場合、市長は、防災会議を構成する各委員に通知するとともに防災関係機関等に通知する。また、知事（危機管理監。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、県災害対策本部情報連絡班（以下この章において同じ。））に通知する。

ウ. 本部を廃止した場合も前号と同様の手続を行う。

(5) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部、班及び事務分掌は次のとおりとする。

(6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、庄原市役所本庁舎とする。

ただし、被災の状況によっては、その他の施設に設置することもある。

災害対策本部の機構及び事務分掌

災害対策本部長 市長

災害対策副本部長 事務担当副市長・事業担当副市長・教育長

本部員 消防署長・消防団長・市民病院長・各部長・防災・災害事業監・各支所長

1. 統括部 部長…総務部長 副部長…危機管理課長		
班名	班員	事務分掌
統括班 危機管理係長	危機管理課 管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営並びに本部会議に関する事 2. 防災会議その他関係機関に対する連絡調整並びに協力要請に関する事 3. 県災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 4. 各種気象警報の收受・伝達に関する事 5. 指揮指令に関する事 6. 災害対策の総合企画に関する事 7. 自衛隊等の災害派遣要請に関する事 8. 広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 9. 広域緊急援助隊の派遣要請に関する事 10. 市民の避難指示等の判断に関する事 11. 本部職員の動員に関する事 12. 各部との調整及び指示に関する事 13. 隣接市町との災害情報の交換に関する事 14. 本部の庶務一般に関する事 15. 地域イントラの保全に関する事 16. 庁内LANの保全に関する事
情報班 財政課長	財政課 行政管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 (専任職員を配置) 2. 動員市民等の経費に関する事 3. 災害関係の予算に関する事 4. 災害救助法の国県との予算調整に関する事 5. その他財政措置に関する事 6. 報道機関に対する各種情報の提供に関する事 7. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 8. 災害広報に関する事 9. 災害写真等の収集に関する事

2. 総務部 部長…総務部長 副部長…議会事務局長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務課長	総務課 議会事務局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市議会との連絡に関する事 2. 自動車の調達及び配車計画に関する事 3. 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事 4. 車両の集中管理に関する事 5. 非常用消耗品の購入に関する事 6. 非常用備品の調達・保管に関する事 7. 救助隊の宿舎設置に関する事 8. 一般市民の動員に関する事 9. 労務供給に関する事 10. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 11. 被災地視察、災害見舞に関する事 12. 支所との連絡に関する事 13. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 14. 総務部内関係災害の情報収集及び被害調査に関する事

3. 企画振興部 部長…企画振興部長 副部長…企画課長		
班名	班員	事務分掌
企画班 企画調整係長	企画課	1. 企画振興部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事
農林業振興班 農業振興課長	農業振興課 林業振興課 農業委員会事務局	1. 産業関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 農畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 3. 被害農家等の営農指導に関する事 4. 被害農家等の融資に関する事 5. 農畜水産物の集荷計画に関する事 6. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 7. 農業団体に関する被害の調査に関する事 8. 災害時における種苗・生産資材・肥料及び農薬等の調達あっせんに関する事 9. 農産物の病害虫・家畜伝染病及び森林病害虫等の予防・防除に関する事 10. 林産物の災害対策・被害調査に関する事 11. 林産物の集荷計画に関する事
商工観光班 商工観光課長	商工観光課	1. 観光施設等の災害対策・被害調査に関する事 2. 商工鉦業の災害対策・被害調査に関する事 3. 中小企業被災者に対する融資に関する事

4. 民生部 部長…生活福祉部長 副部長…社会福祉課長		
班名	班員	事務分掌
社会福祉班 社会福祉係長	社会福祉課	1. 民生部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 災害救助法の適用に関する事 3. 災害救助法に基づく命令及び立入検査等に関する事 4. 社会福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 被災者に対する生活保護法・その他福祉関係法の適用に関する事 7. 応急対策物資の給与及び貸与に関する事 8. 救援物資・義援金の受入及び配分に関する事 9. 被災者の安否問合せに関する事 10. 生業資金の貸付に関する事 11. 被災世帯の緊急生活支援に関する事 12. 災害時要援護者の避難に関する事 13. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 14. 災害見舞に関する事
避難所対策班 児童福祉課長	児童福祉課 高齢者福祉課 監査委員事務局 選挙管理委員会 いちばんづくり課 自治定住課	1. 児童福祉施設等に関する被害の調査に関する事 2. 保育児童の避難に関する事 3. 老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 4. 避難所班の支援に関する事 5. 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関する事 6. 自治振興区との連絡調整に関する事
避難所班 (庄原地域)		1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
保健医療班 保健医療課長	保健医療課	1. 医療・保健関係者の動員に関する事 2. 医療器具・薬剤の調達に関する事 3. 救護所の設置に関する事 4. 被災者の医療及び助産救護に関する事 5. 避難者及び被災者の保健指導に関する事 6. 災害地の感染症予防対策に関する事 7. 死体の処理及び埋葬に関する事 8. 感染症患者の隔離・消毒に関する事
食糧班 市民生活課長	市民生活課	1. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 2. 応急主要食糧の保管配給に関する事 3. 応急給食用食糧品の調達に関する事 4. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事
輸送班 税務課長	税務課 収納課	1. 罹災者物資等の輸送に関する事 2. 避難所等への食料及び必要物品の輸送に関する事 3. 救援物資の輸送に関する事 4. 応急対策物資の輸送に関する事 5. 避難者及び被災者の輸送に関する事 6. 罹災証明の受付、交付に関する事 7. 罹災証明にかかる非住家被災の調査に関する事

5. 土木部 部長…環境建設部長 副部長…防災・災害事業監		
班名	班員	事務分掌
建設班 建設課長	建設課 地籍用地課 災害復旧課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木部関係災害の情報収集及び被害調査に関すること 2. 土木関係業者に対する協力要請に関すること 3. 土木・建築用資材及び機械の調達に関すること 4. 部内の庶務一般及び連絡調整に関すること 5. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関すること 6. 災害公共土木施設の応急復旧に関すること 7. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関すること 8. ダムの保全に関すること 9. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 10. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関すること 11. 林道の災害対策及び被害調査に関すること 12. 林道の応急復旧に関すること
環境政策班 環境政策課長	環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関すること 2. 汚物及びし尿処理に関すること 3. 廃棄物の処理に関すること 4. 衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 被災地域の清掃衛生一般に関すること 6. 被災地域の防疫及び衛生に関すること 7. 被災車両の撤去等に関すること
都市整備班 都市整備課長	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所・救護所・仮設住宅等の建築修理に関すること 2. 市有建物の災害防止と応急対策に関すること 3. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること 4. 災害救助法の適用による被災者の住宅改修等に関すること 5. 被災者の市営住宅への入居に関すること 6. 被災者の県営住宅等への入居調整に関すること 7. 街路・公園緑地の災害対策に関すること 8. 街路・公園緑地の応急復旧に関すること 9. 罹災証明にかかる住家被害の調査に関すること 10. 被災住家の診断に関すること
下水道班 下水道課長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の災害対策に関すること 2. 下水道施設の応急復旧に関すること
高水防対策班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 高町郷地域の浸水対策に関すること 2. 高町郷地域浸水対策時の交通誘導に関すること

6. 教育部 部長…教育部長 副部長…教育総務課長		
班名	班員	事務分掌
教育総務班 教育総務係長	教育総務課 教育指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 学校の災害対策に関する事 3. 学校の応急復旧に関する事 4. 教育関係義援金金品の受付・配布に関する事 5. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 6. 災害応急教育の実施に関する事 7. 児童・生徒の避難に関する事 8. 教科用図書等の確保・配分に関する事 9. 教職員の動員に関する事 10. 児童・生徒の応急救護及び保健衛生対策に関する事 11. 学校給食に関する事
教育民生班 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の災害対策に関する事 2. 社会教育施設の応急復旧に関する事 3. 文化財の応急対策及び被害調査に関する事 4. 市ボランティアセンターとの調整に関する事 5. 県ボランティアセンターとの調整に関する事 6. ボランティアの受入に関する事

7. 水道部 部長…水道局長 副部長…水道課長		
班名	班員	事務分掌
水道班 庶務係長	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事 2. 水道用資材の調達に関する事 3. 部内の庶務一般に関する事 4. 配水施設の災害対策及び水道工事指定業者の動員に関する事 5. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 6. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 7. 被害地区飲料水の供給に関する事 8. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 9. 水質検査及び気象観測に関する事 10. 取水・浄水・送水施設の保安対策に関する事

8. 消防部 常備部部長…消防署長 非常備部部長…消防団長		
班名	班員	事務分掌
消防本部班 副団長	消防団本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び通報連絡並びに災害状況の把握に関する事 2. 団員の非常招集・動員指令に関する事 3. 関係機関との連絡調整に関する事 4. 消防警戒区域の設定に関する事 5. 消防団員の動員に関する事
消防班 庄原方面隊長	庄原方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の区域を除く庄原市区域の一線活動に関する事

9. 西城支所部 部長…支所長 副部長…地域振興室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 西城教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 10. 自治振興区との連絡調整に関する事 11. 学校の災害対策に関する事 12. 児童・生徒の避難に関する事 13. 社会教育施設の災害対策に関する事 14. 社会教育施設の応急復旧に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活係 保健福祉係 西城保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (西城地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 産業建設係長	産業建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 7. 汚物及びし尿処理に関する事 8. 廃棄物の処理に関する事 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 10. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 11. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 12. 被害地区飲料水の供給に関する事 13. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 西城方面隊長	西城方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市西城町区域の一線活動に関する事

10. 西城病院部 部長…病院長 副部長…事務長		
班名	班員	事務分掌
病院班 医療総務係長	西城市民病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 傷病者の医療等に関する事

11. 東城支所部 部長…支所長 副部長…産業建設室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 東城教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 10. 自治振興区との連絡調整に関する事 11. 学校の災害対策に関する事 12. 児童・生徒の避難に関する事 13. 社会教育施設の災害対策に関する事 14. 社会教育施設の応急復旧に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (東城地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 管理係長	産業建設室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 2. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 3. 汚物及びし尿処理に関する事 4. 廃棄物の処理に関する事 5. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 6. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 7. 被害地区飲料水の供給に関する事 8. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 9. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 10. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 11. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 12. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 13. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 東城方面隊長	東城方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市東城町区域の一線活動に関する事

12. 口和支所部 部長…支所長 副部長…地域振興室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 口和教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 学校の災害対策に関する事 10. 児童・生徒の避難に関する事 11. 社会教育施設の災害対策に関する事 12. 社会教育施設の応急復旧に関する事 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 14. 自治振興区との連絡調整に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活係 みどり園保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (口和地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 産業建設係長	産業建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 7. 汚物及びし尿処理に関する事 8. 廃棄物の処理に関する事 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 10. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 11. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 12. 被害地区飲料水の供給に関する事 13. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 口和方面隊長	口和方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市口和町区域の一線活動に関する事

13. 高野支所部 部長…支所長 副部長…地域振興室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 高野教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 学校の災害対策に関する事 10. 児童・生徒の避難に関する事 11. 社会教育施設の災害対策に関する事 12. 社会教育施設の応急復旧に関する事 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 14. 自治振興区との連絡調整に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (高野地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 産業建設係長	産業建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 7. 汚物及びし尿処理に関する事 8. 廃棄物の処理に関する事 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 10. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 11. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 12. 被害地区飲料水の供給に関する事 13. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 高野方面隊長	高野方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市高野町区域の一線活動に関する事

14. 比和支所部 部長…支所長 副部長…地域振興室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 比和教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 学校の災害対策に関する事 10. 児童・生徒の避難に関する事 11. 社会教育施設の災害対策に関する事 12. 社会教育施設の応急復旧に関する事 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 14. 自治振興区との連絡調整に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活係 比和保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (比和地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 産業建設係長	産業建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 7. 汚物及びし尿処理に関する事 8. 廃棄物の処理に関する事 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 10. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 11. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 12. 被害地区飲料水の供給に関する事 13. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 比和方面隊長	比和方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市比和町区域の一線活動に関する事

15. 総領支所部 部長…支所長 副部長…地域振興室長		
班名	班員	事務分掌
総務班 総務係長	総務室 総領教育室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2. 各種気象警報の收受に関する事 3. 支所内の指揮指令に関する事 4. 災害情報の収集・被害状況のとりまとめ及び伝達に関する事 5. 各班との調整及び指示に関する事 6. 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 7. 本庁との連絡に関する事 8. 庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 9. 学校の災害対策に関する事 10. 児童・生徒の避難に関する事 11. 社会教育施設の災害対策に関する事 12. 社会教育施設の応急復旧に関する事 13. 市民の避難伝達・周知・広報に関する事 14. 自治振興区との連絡調整に関する事
民生班 市民生活係長	市民生活係 総領診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の管理及び避難所班の支援に関する事 2. 被災者の収容に関する事 3. 被災者の安否問合せに関する事 4. 児童福祉施設及び老人福祉施設等に関する被害の調査に関する事 5. 福祉施設の応急対策に関する事 6. 保育児童の避難に関する事 7. 被災者・災害対策従事者の応急給食に関する事 8. 応急主要食糧の保管配給に関する事 9. 応急給食用食糧品の調達に関する事 10. 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 11. 災害時要援護者の避難に関する事 12. 罹災証明に関する事
避難所班 (総領地域)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2. 避難所の感染症対策に関する事
土木班 産業建設係長	産業建設係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路・橋梁・河川・堤防・山崩れ等の公共土木施設の災害対策に関する事 2. 砂防設備・地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害対策に関する事 3. 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 災害農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 5. 伝染病患者の隔離・消毒に関する事 6. 飲料水の消毒・汚水地帯への薬剤散布に関する事 7. 汚物及びし尿処理に関する事 8. 廃棄物の処理に関する事 9. 市営住宅の災害対策及び被害調査に関する事 10. 配水施設の応急工事の実施及び技術指導に関する事 11. 配水管・給水管の補修及び断水の広報に関する事 12. 被害地区飲料水の供給に関する事 13. 応急飲料水の確保及び調査に関する事 14. 農林畜水産物の災害対策・被害調査に関する事 15. 被害農家等の営農指導に関する事 16. 営農研修施設等に対する災害対策及び被害調査に関する事 17. 農業団体に関する被害の調査に関する事 18. 商工鉦業の災害対策及び被害調査に関する事
消防班 総領方面隊長	総領方面隊団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市総領町区域の一線活動に関する事

(7) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の要請

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を要請することができる。

4. 配備

(1) 配備体制

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の体制によって対処する。

区 分		配 備 の 時 期	措 置
注意体制		① 大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、又は洪水注意報が発表され大雨注意報の発表が予想されるとき。 ② 他注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。 ③ 震度4以上の地震が発生したとき。	庄原市災害対策運営要領に基づき措置する。
警戒体制	第1警戒体制	① 暴風警報・大雨警報・洪水警報が発表されたとき。 ② その他警報が発表され、市長が必要と認めたとき。	同 上
	第2警戒体制	① 高齢者等避難を発令するとき。 ② 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 ③ 大規模な火災もしくは、爆発等による災害の発生したとき。	
非常体制 (本部設置)	第1非常配備	① 『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表され、引続き相当量の降雨が予測されるとき。 ② 避難指示を発令するとき。 ③ 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発表されたとき。 ④ 震度6弱以上の地震が発生したとき。	同 上
	第2非常配備	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき。	
緊急非常体制		勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生した場合に、警戒体制又は非常体制を確保するまでの初動活動を円滑に行うための体制とする。	同 上

(2) 勤務時間外の配備の方法

庄原市災害対策運営要領に基づき実施する。

(3) 災害対策本部設置前の措置

各部(局)において、災害対策本部の設置前に応急対策に従事した場合は、人員の配備及び災害状況を総務部危機管理課に連絡し応急対策の連携を確保する。

5. 災害対策本部配備

(1) 本部各班は、災害の種類、規模、程度等によって次の種類の配備につく。

ア. 第1非常配備

非常事態が近く発生すると予想されたときで、各班所属人員の約半数をもって実施し、緊急事態が発生すればそれまで必要な活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

イ. 第2非常配備

非常事態が切迫し、又は発生したとき及び予想される事態の規模が大きくなって、上記の配備体制では処理しかねると認められるときで、各部各班の全員をもってこれに当たる完全な活動体制とする。

(2) 配備の決定は、本部会議の状況判断に基づいて本部長が行う。

6. 動員

(1) 関係機関の災害対策要員の動員

ア. 災害応急対策責任者は、それぞれ応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておく。

イ. 応急対策に要する人員は、その機関において確保しておく。ただし、災害の規模により、他の機関の応援、協力を必要とする場合は、災害対策本部で調整する。

(2) 市における災害対策要員の動員

ア. 市における災害対策要員の動員は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、庄原市災害対策運営要領に基づき実施する。動員にあたっては、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるように努める。

イ. 要員が不足する場合は、統括班で動員及び調整するものとする。

第1項の2 労働力確保計画

1. 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本計画第3章第2節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3. 実施方法

(1) 災害応急対策はそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。

(2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力の確保に努める。

(3) 災害対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。

(4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者の要請により市長が必要なあっせんその他の措置をとる。

第2項 気象警報等の伝達に関する計画

1. 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2. 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 種類及び発表の基準

ア. 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 注意報

種 類	発 表 基 準					
風雪注意報	風雪により災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。					
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。					
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表の基準に到達することが予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。					
大雪注意報	大雪により災害が起こるおそれがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。					
	一次細分区域	南 部			北 部	
	市町村等をまとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北	芸北
12時間降雪の深さ	平地 10cm 山地 25cm	平地 5cm 山地 10cm		平地 15cm 山地 25cm		
濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。					
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することが多い、竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い風への注意についても雷注意報で呼びかけられる。					
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。					
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃※以上になると予想される場合。					
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるとき。					
着雪注意報	着氷（雪）により通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想される場合。					
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。					
霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※ 4月以降最低気温が4℃以下と予想されるとき。					
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※ 冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。					
洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には市町で別表の基準に到達することが予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。					
地面現象注意報※ ¹	大雨、大雪等による山崩れ・地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
浸水注意報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。					

(イ) 警報

種 類	発 表 基 準						
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。					
	暴 風 雪 警 報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。					
	大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表の基準に到達することが予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。					
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。					
		一次細分区域	南 部			北 部	
		市町村等を まとめた地域	広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備 北	芸 北
	12時間降雪の 深 さ	平地 20cm 山地 45cm	平地 15cm 山地 25cm		平地 30cm 山地 45cm		
洪 水 警 報	津波・高潮以外による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には市町で別表の基準に到達することが予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。						
地面現象警報 ※ ¹	大雨、大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						
浸水警報※ ¹	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。						

(ウ) 特別警報

種 類	発 表 基 準						
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。					
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。					
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。					
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。					
	地面現象特別警報 ※ ¹	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。					

(注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。

※¹印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね 24 時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から 1 日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね 1 ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(オ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等
警報の危険度分布等の概要

種 類	発 表 基 準
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

大雨及び洪水警報・注意報発表基準表の解説

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には、市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (3) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

警報・注意報発表基準一覧表

庄原市	一次細分区域	北部	
	市町村等をまとめた地域	備北	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	133
	洪水	流域雨量指数基準	神野瀬川流域=11.2、奥門田川流域=7.3、和南原川流域=4.7、西城川流域=17.3、竹地川流域=8.8、萩川流域=9、湯木川流域=7.2、比和川流域=11.8、布見川流域=5.2、比和谷川流域=4.9、川北川流域=11.2、大津恵川流域=6、戸郷川流域=5.2、大屋川流域=6.8、八鳥川流域=4.9、小鳥原川流域=8.3、国兼川流域=5.4、本村川流域=10、田総川流域=13.3、帝釈川流域=9.9、成羽川流域=18、戸宇川流域=6、内堀川流域=5.9、道後川流域=5.6、持丸川流域=7.6
		複合基準※	神野瀬川流域= (7, 11.2)、奥門田川流域= (5, 7.3)、和南原川流域= (8, 3.8)、西城川流域= (8, 17.3)、竹地川流域= (8, 8.8)、萩川流域= (9, 9)、湯木川流域= (7, 6.4)、比和川流域= (8, 11.8)、布見川流域= (7, 5.2)、比和谷川流域= (5, 4.9)、川北川流域= (5, 11.2)、大屋川流域= (8, 6.8)、八鳥川流域= (9, 4.9)、小鳥原川流域= (5, 7.7)、国兼川流域= (5, 5.4)、田総川流域= (5, 13.3)、帝釈川流域= (5, 9.9)、成羽川流域= (7, 18)、戸宇川流域= (7, 6)、内堀川流域= (7, 5.9)、道後川流域= (8, 4.5)、持丸川流域= (5, 6.9)
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18
		土壌雨量指数基準	150
	洪水	流域雨量指数基準	神野瀬川流域=14、奥門田川流域=9.2、和南原川流域=5.9、西城川流域=21.7、竹地川流域=11、萩川流域=11.3、湯木川流域=9、比和川流域=14.8、布見川流域=6.5、比和谷川流域=6.2、川北川流域=14、大津恵川流域=7.5、戸郷川流域=6.6、大屋川流域=8.6、八鳥川流域=6.2、小鳥原川流域=10.4、国兼川流域=7.5、本村川流域=12.5、田総川流域=16.7、帝釈川流域=12.4、成羽川流域=22.5、戸宇川流域=7.7、内堀川流域=7.4、道後川流域=7、持丸川流域=9.5
		複合基準※	西城川流域= (8, 19.5)、竹地川流域= (8, 9.9)、湯木川流域= (12, 7.7)、比和川流域= (8, 13.3)、布見川流域= (8, 5.8)、大屋川流域= (8, 7.7)、八鳥川流域= (10, 6)、小鳥原川流域= (8, 8.6)、田総川流域= (8, 15)、成羽川流域= (8, 20.2)、道後川流域= (8, 6.3)、持丸川流域= (8, 7.7)
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

<参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>)を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>)を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に留まっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>)を参照。

イ. 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表。</p> <p>解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

ウ. 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報（警報）	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測され地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(3) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達経路

広島地方気象台が、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の経路で情報が伝達される。この通知は危機管理課が受理する。ただし、勤務時間外の場合は当直勤務者が受理する。災害対策本部が設置された場合は、統括班で受理する。

① 県総合行政通信網による一斉通報

広島地方気象台 → 広島県危機管理監 → 本庁総務部危機管理課 → 各支所総務室

② 一斉通報が利用できないとき（電話）

広島地方気象台 → 広島県危機管理監 → 北部建設事務所庄原支所 → 本庁総務部危機管理課 → 各支所総務室

(4) 伝達を受けた場合の市の措置

庄原市災害対策運営要領に基づき実施する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1. 避難の指示

(1) 避難等の指示権者

ア. 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先又は緊急安全確保を指示する。	災害対策基本法第60条第1項
知 事	同上の場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災害対策基本法第60条第6項
警 察 官 海 上 保 安 官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第61条
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 海 上 保 安 官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同 上	災害対策基本法第63条第2項
自 衛 官	同上の場合 市長又は市長その他の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災害対策基本法第63条第3項

イ. その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法第28条第1項
警 察 官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消防法第28条第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	水防法第21条第1項
警 察 官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水防法第21条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫したとき。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法第25条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同 上	自衛隊法第94条

(2) 避難の指示

ア. 法令により権限を有するものは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難の指示を発し避難させる。

イ. 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

ウ. 法令により権限を有する市長が不在の場合は、その職務を副市長が代行する。

■ 全般的な発令の基準（各発令にあたっては、気象情報等を含め総合的に判断する）

区 分	基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害が発生するおそれがあり、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者が危険な場所からの避難することが望ましいと判断されるとき。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生するおそれが高く、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）することが望ましいと判断されるとき。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害発生又は切迫している状況で、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等、緊急安全確保（命の危険・直ちに安全確保）することが望ましいと判断されるとき。

■ 河川水位に応じた発令基準

《水位観測所に水位計が設置された河川》

【基準水位及び発令基準】

基準水位	発令基準	備考
越水開始水位	緊急安全確保	
氾濫危険水位		
避難判断水位	避難指示	
氾濫注意水位	高齢者等避難	
水防団待機水位		避難所開設準備

《水位観測所や水位計がない河川》

・洪水警報の危険度分布（気象庁ホームページ）により対応します。

【発令基準】

	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
その他河川 (一級河川)	河川水位が河岸高5割以上となり、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒（黄色）」が表示された場合	河川水位が河岸高5割以上となり、かつ、洪水警報の危険度分布で「警戒（赤色）」が表示された場合	(災害が切迫) ・堤防に異常な漏水・浸水の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合 ・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認) ・堤防の決壊又は越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※「洪水警報の危険度分布」は、流域雨量指数の予測値を使用しているため、実際の河川水位とは必ずしも一致しないことから、目視による河川水位の確認が必要です。

■ 水害による具体的な発令の基準 《水位観測所に水位計が設置された河川》

対象情報 河川名	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
西城川	西城水位観測所の水位が1.80m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	西城水位観測所の水位が2.95m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	西城水位観測所の水位が4.52m(越水開始水位)に到達した場合。
西城川	高水位観測所の水位が1.10m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	高水位観測所の水位が2.30m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	高水位観測所の水位が2.96m(越水開始水位)に到達した場合。
西城川	石丸水位観測所の水位が2.65m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	石丸水位観測所の水位が4.15m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	石丸水位観測所の水位が5.75m(越水開始水位)に到達した場合。
西城川	庄原水位観測所(国)の水位が4.00m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	—	—
比和川	比和水位観測所の水位が1.35m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	比和水位観測所の水位が1.45m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	比和水位観測所の水位が1.94m(越水開始水位)に到達した場合。
成羽川	東城水位観測所の水位が3.20m(氾濫注意水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	東城水位観測所の水位が3.75m(避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	東城水位観測所の水位が4.33m(越水開始水位)に到達した場合。
戸郷川	戸郷川水位観測所の水位が1.60m(氾濫注意水位・避難判断水位)に到達した場合。	戸郷川水位観測所の水位が1.60m(氾濫注意水位・避難判断水位)に到達し、かつ引き続き水位の上昇が見込まれている場合。	戸郷川水位観測所の水位が2.62m(越水開始水位)に到達した場合。
庄原ダム	降雨状況及び降雨予測により、非常用洪水吐から越流するおそれがある場合。(ダム管理者から急激な水位上昇による通報があった場合)	ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の予告(1時間前)通報があった場合。	ダム管理者から非常用洪水吐からの越流の通報があった場合。

■ 土砂災害に関する発令基準

【土砂災害危険度情報及び発令基準】

危険度情報	発令基準	備考
最も濃い紫色	緊急安全確保	
濃い紫色		
紫色	避難指示	
薄い紫色		
赤色	高齢者等避難	避難所開設又は開設準備
黄色		

■土砂災害による具体的な発令の基準

発令区分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が赤色の表示（現在から2時間先までの予測降雨指数が、大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した状態）となった場合。 ・数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合。 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）。 ・市域の一部又は全部が暴風圏に入る台風が接近・通過することが予想される場合。
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報が紫色の表示（降雨指数が「今後2時間以内に土砂災害危険度情報の発表基準を超過する」と予想される状態）となった場合。 ・避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）。 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が確認された場合。

（3）高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の住居者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

（4）伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を住民告知放送、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメール、緊急速報メールを含む。）、インターネットなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。

また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

その他、突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達については、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

（5）避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、県と連携のもと、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成する。

また、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア. 避難指示等は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ. 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ. 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ. 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ. 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ. 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ. 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ク. 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ. 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないように事前に協議しておく。

コ. 市は、公共施設に加え商業施設などの民間施設の活用や地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車で避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけではなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

サ. 避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き分散避難の周知・啓発を行う。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して洪水時の河川の見通しなどの助言を求める。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

2. 報告

(1) 避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

ア. 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

イ. 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

ウ. 報告事項

(ア) 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

(2) 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があるときは、国土交通大臣又は県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求める。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

(4) 指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア. 提出先 前項と同じ

イ. 報告方法 開設後直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

ウ. 報告事項 指定避難所開設日時、場所、個所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

3. 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア. 市職員、警察官、消防職員、消防団員、自治振興区長

イ. 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア. 自治防災組織との連携・協力のもと、指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかで円滑な避難を図る。なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ. 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ. 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ. 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ. 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ. 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて実施する。

4. 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

5. 特定動物や被災動物への対応

(1) 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

(2) ペットの同伴避難等について、引き続き獣医師会及び動物取扱業者等と検討を進めていく。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1. 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2. 実施責任者

- (1) 市長は、法令及びこの防災計画の定めるところによって、災害に関する予警報等を関係機関、市民及び関係する公私の団体に迅速かつ的確に伝達する。
- (2) 市民は、災害の発生のおそれのある異常な現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長、警察官に通知する。

3. 情報の収集伝達手段

県、市における災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1) 県

ア. 情報の収集手段

- (ア) 市町からの電話、ファクシミリ、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）による報告
- (イ) ヘリコプターによる上空からの報告（ヘリコプターテレビ等）
- (ウ) 県警察本部からの電話、ファクシミリ等による報告
- (エ) その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による報告
- (オ) 広島地方気象台からの通報
- (カ) 中国電力のホットラインの活用
- (キ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (サ) 広島県防災情報システムの活用
- (シ) 市町情報収集連絡員からの報告

イ. 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による伝達
- (イ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (ウ) 消防防災無線や衛星通信による総務省消防庁及び各都道府県への伝達
- (エ) 中国電力のホットラインの活用
- (オ) アマチュア無線のボランティアの活用
- (カ) 報道機関への放送依頼（多言語による災害情報の提供）
- (キ) 広島県救急医療情報ネットワークの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用

(2) 市

ア. 情報の収集手段

- (ア) 住民、自治組織等からの電話、ファクシミリ、口頭による通報
- (イ) パトロール車等の巡回による報告
- (ウ) 市防災行政無線による収集
- (エ) 消防団、消防署、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの通報
- (キ) マスコミの報道
- (ク) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (ケ) 広島県防災情報システムの活用

イ. 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 防災行政無線の活用
- (ウ) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

4. 災害情報の収集伝達

(1) 通常の場合の経路

ア. 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

(ア) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者（基本法第54条第1項発見者の通報義務）は、市役所本庁・各支所に通報する。

(イ) 基本法第54条第4項の規定により、通報を受けた各支所総務室は総務部危機管理課へ通報する。

危機管理課は情報を取りまとめ、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

(ウ) 前項の場合において急施を要するときは、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ. その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理局へ通報する。

ウ. 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

エ. 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2) 県の災害対策本部が設置された場合

ア. 市長は、人、住家、福祉・商工業・病院・水道等の施設の被害、住民の被害状況、市災害対策本部の設置及び廃止については、直接、県災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。その他については北部建設事務所（県災害対策本部支部）へ通知する。

イ. 急施を要する場合で県災害対策本部へ報告するいとまのない場合、異常気象が直接影響する施設を管理する責任者又は内閣総理大臣（消防庁経由）へ通知する。

(3) 災害情報伝達手段の多様化

市民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援等も積極的に取り組む。

なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

5. 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

ただし、県へ報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。大規模災害の発生による市機能の喪失等のより、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

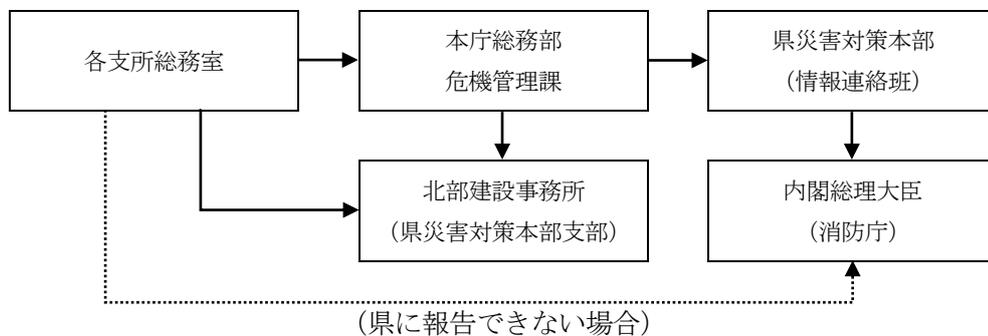
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア. 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）



(ア) 県が災害対策本部を設置していない場合の連絡先（県危機管理監）

NTT回線	電 話	082-513-2784～2786（直通）	082-228-2510（時間外）
	F A X	082-227-2122	
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	82-101-2784～2785	
	F A X	「内線指定」-8-101-119	

(イ) 県が災害対策本部を設置した場合の連絡先

NTT回線	電 話	082-511-6720（直通）	082-228-4483（情報連絡班）
	F A X	082-227-2122	
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	82-101-2784～2785	

(ウ) 内閣総理大臣（消防庁）へ連絡する場合の連絡先

区 分 回線別		平日(9:30～18:15) 応急対策室		左記以外 宿直室
		電 話	F A X	
NTT回線	電 話	03-5253-7527		03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537		
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	77-048-500-90-49013		77-048-500-90-49101～49103
	F A X	77-048-500-90-49033		

イ. 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。

- ① 各支所各室→各支所総務室→本庁総務部危機管理課→県危機管理監
- ② 本庁各課→本庁総務部危機管理課→県危機管理監
- ③ 本庁総務部危機管理課→内閣総理大臣（消防庁）

ウ. 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、備北地区消防組合庄原消防署（各出張所）・東城消防署への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、備北地区消防組合消防本部から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ. 県に報告することができない場合の災害発生報告

市が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア. 伝達経路

被害状況報告及び通報は、災害発生報告に示したとおりである。

イ. 被害状況の報告等

(ア) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(イ) 被害状況については、様式（表2）を用い、各部・各支所は総務部危機管理課へ報告する。総務部危機管理課は、各部・各支所からの被害状況を取りまとめて、災害応急対策及び災害復旧に資する。

(ウ) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

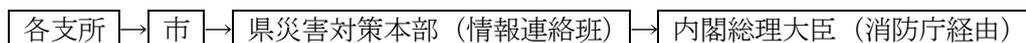
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ. 人の被害についての即報

各支所は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県総合行政通信網等を利用して、速やかに総務部危機管理課に伝達する。

また、市は、各支所・各課からの災害による人の被害情報を取りまとめ、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。



(表1)

災 害 発 生 報 告

()

月 日 時 分 受信				13	火災の発生 状 況				
発信者 職氏名				14	交通途絶と なった路線				
受信者	情報連絡班	氏名		15	破堤溢水 した河川 海岸ため池				
1 調査 日時	月 日		時 分	16	その他の 被害				
2 発生 場所									
人 の 被 害	3 死者	人	氏名(生年月日)		災害に 対しと つて いる 措 置	17 災害対策 本部設置	月 日 時 分		
	うち 災害関連死者	人	氏名(生年月日)			18 避難指示 状 況	地区名	避難場所	人員
	4 行方 不明者	人	氏名(生年月日)						人
	5 重症者	人	氏名(生年月日)			消防職員等 の出動状 況	19 消防職員		人
6 軽症者	人	氏名(生年月日)		20 消防団員			人		
住 家 の 被 害	7 全壊 (全焼・流出)	棟	世帯	人	21 警察官		人		
	8 半壊 (半焼)	棟	世帯	人	22 その他		人		
	9 床上浸水	棟	世帯	人	計		人		
	10 床下浸水	棟	世帯	人					
非 住 家 の 被 害	11 学校等 公共建物			23	その他の 応急措置				
	12 その他								

(表2)

被 害 総 括 表

月 日 時 分 現在										
()										
被 害 区 分		被 害 内 容			被 害 区 分		被 害 内 容		被害額(千円)	
① 人の被害	ア 死 者	人	氏名		④ 公共建物の被害	キ 幼稚園	公	棟		
		うち災害関連死者	人	氏名			私	棟		
	イ 行方不明者	人	氏名			ク 専修学校 各種学校	公	棟		
	ウ 重 傷 者	人	氏名				私	棟		
	エ 軽 傷 者	人	氏名			ケ 病院		棟		
② 住家の被害	ア 全 壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	⑤ 神社・仏閣・ 文化財の被害	コ 官公庁その他		棟		
	イ 半壊(半焼)	棟	世帯	人			棟			
	ウ 一部破損	棟	世帯	人		⑥ 公共土木施設の被害	ア 道路被害		か所	
	エ 床上浸水	棟	世帯	人			イ 橋 梁 被害		橋	
	オ 床下浸水	棟	世帯	人			ウ 河 川 被害		か所	
③ 非住家の被害	ア 全 壊 (全焼・流失)	公共建物		棟	エ 砂防設備被害			か所		
		そ の 他		棟	オ 地すべり防止施設被害		か所			
	イ 半壊(半焼)	公共建物		棟	カ 急傾斜地崩壊防止施設被害		か所			
		そ の 他		棟	キ 治山設備被害		か所			
被 害 区 分		被 害 内 容			被 害 区 分		被 害 内 容		被害額(千円)	
④ 公共建物の被害	ア 小 学 校	公	か所		⑦ 農林水産施設の被害	ア 流 失 ・ 埋 没	ha			
		私	か所				田 冠 水	ha		
	イ 中 学 校	公	か所			イ 流 失 ・ 埋 没	ha			
		私	か所				畑 冠 水	ha		
	ウ 高 等 学 校	公	か所			ウ 農 道 被 害		か所		
		私	か所			エ 溜 池 ・ 水 路 被 害		か所		
	エ 大 学	公	か所			オ 頭 首 工 被 害	か所			
		私	か所					か所		
	オ 高 等 専 門 学 校		か所				か所			
	カ 特 別 支 援 学 校		か所				か所			

被害区分			被害内容	被害額(千円)	被害区分			被害内容	被害額(千円)		
⑦ 農林水産施設の被害	カ 林道	路面被害	か所		⑧	二 ブロック塙等被害		か所			
		橋梁被害	橋			ヌ その他		〃			
	キ	水産施設被害	か所		罹災世帯数			世帯			
	ク	その他			罹災者数			人			
⑧ その他の被害	ア 農産被害				被害総額			千円			
	イ 林産被害				⑨ 火災発生	ア 建物			件		
	ウ 水産被害					イ 危険物			件		
	エ 商工被害					ウ その他			件		
	オ	山崩れ	山腹崩壊	ha	災害 に 対 し て と つ た 措 置	災害対策本部設置	月 日 時 分				
	カ	土石流		溪流			避難指示状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	キ	地すべり		か所		合計					
	ク	がけ崩れ		か所							
	ケ	木材流出		m ³							
	コ	山林消失		ha		消防職員等出動状況	消防職員			人	
	カ	船舶沈没		隻			消防団員			人	
	キ	船舶流失		隻			警察官			人	
	ク	船舶破損		隻		その他			人		
	ス	清掃施設被害		か所		計			人		
	セ	都市施設被害		か所		その他					
	ソ	自然公園施設被害		か所							
	タ	工業用水道被害		か所							
	チ	水道施設被害		か所							
	ツ	水道(断水)		か所							
	テ	電話(不通)		回線							
ト	電気(停電)		戸								
ナ	ガス(停止)		戸								

用 語 の 定 義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用が困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家全体の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家全体の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊に該当しないが、土石竹木のたい積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、自治振興センター、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらに施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、自治振興センター、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

公 共 土 木 施 設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道路、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能になった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能になった程度ものとする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167条）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29条）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	港湾施設被害	港湾法という港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法という漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。
海岸被害	海岸及び海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるものとする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の復旧工事を要する程度のものであるものとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したものまたは土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。

そ の 他	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
	自然公園等施設被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものであるとする。
	水道(断水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話(不通)	災害により通話不能となった電話の回線のうち、最も多く通話不能した時点における回線数とする。
	電気(停電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス(停止)	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項の該当しない被害とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
被害総額	物的被害の概算額とする。(千円単位)	
火災発生	火災発件数については、地震によるもののみ報告するものとする。	

第2項 通信運用計画

1. 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないため、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話の非常申し込み

ア. 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申 込 先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

イ. 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

ウ. 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本広島支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ. 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 無線施設等の利用

ア. 災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と各支所災害対策本部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。

イ. その他、状況に応じて、防災行政無線等を有効に活用するものとする。

2. 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策

1. 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

2. 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

3. 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察
- (2) 救急・救助活動、情報収集活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中散布
- (6) その他に特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4. 活動拠点の確保

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点ヘリポートを計画的に確保する。

また、緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

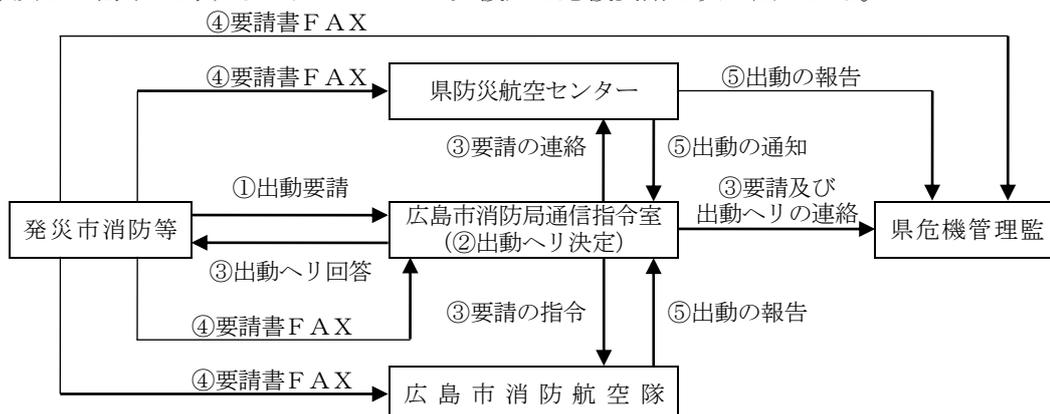
5. 支援要請

(1) 支援の原則

市長から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

(2) 要請方法

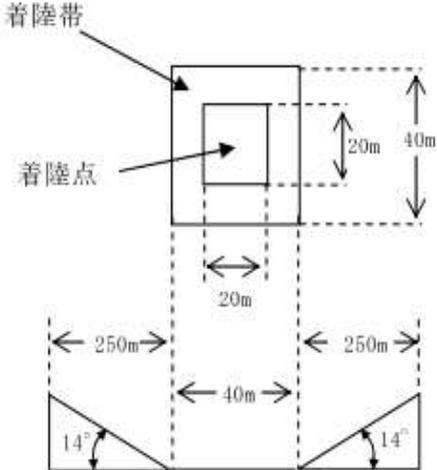
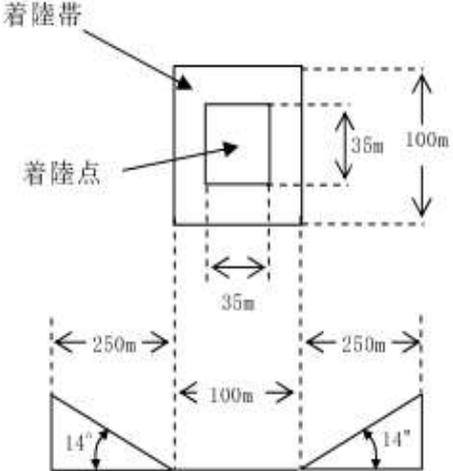
県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。



6. 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

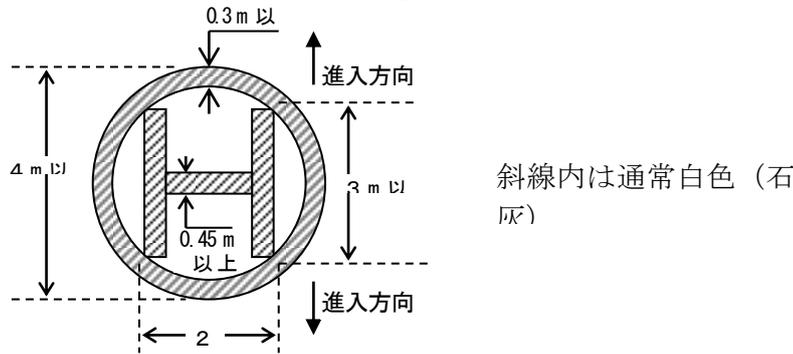
臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
中型	 広島県防災航空隊 アグスタ AW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 A109E  海上保安庁広島航空基地 ベル212	 <p>着陸帯 着陸点</p> <p>250m, 250m, 40m, 20m, 40m, 14°, 14°</p>
小型	自衛隊ヘリコプター  陸上自衛隊 OH-6	
中型	 陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101  海上自衛隊 MH-53E	 <p>着陸帯 着陸点</p> <p>250m, 250m, 100m, 35m, 100m, 14°, 14°</p>

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期する。

- ア. 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがある時は、十分に散水しておく。また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- イ. 離着陸時は、安全確保のため関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ. 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をする。
- エ. 風向風速を上空から判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ. 着陸地点には次図を標準としたⓂを表示する。



- カ. 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- キ. 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡する。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1. 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2. 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、県及び市の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3. 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被災状況の把握及び通報
- (2) 遭難者等の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 炊飯及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等又は警察官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。

この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

5. 災害派遣要請の手続

- (1) 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア. 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア. 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線 2410 (夜間・土日・祝日等) 内線 2440 (当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1
オペレーション

電話 0823-22-5511 内線 2222、2333、2444 (当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1
司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348 (課業時間外) 内線 2203 (SOC当直)

イ. 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 県危機管理監

広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

082-228-2159 (直通)

082-511-6720 (直通)

(イ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣要請の要求等

ア. 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ. 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ. 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

6. 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章第3節第1項4「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7. 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8. 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期することとする。

ア. 派遣部隊到着前

(ア) 市は派遣部隊等の受入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)

(イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設(場所)の提供

(ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備(平常時から宿营地候補の検討を含む。)

(エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備

(オ) 臨時ヘリポートの設定（第3章第4節ヘリコプターによる災害応援対策計画による。）

イ. 派遣部隊到着後

(ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

9. 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食糧費

(4) その他部隊に直接必要な経費

10. 派遣部隊の撤収要請

(1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

(2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第2項 相互応援協力計画

1. 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や県、近隣市の協力を得て応急措置を実施する。

2. 実施内容

市は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア. 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ. 応援を必要とする職種別人員

ウ. 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ. 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ. 応援を必要とする期間

カ. その他必要な事項

(2) 他市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市内の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 相互応援協定等の締結

市は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(5) 応援要員の受入体制

市が、災害応急対策を実施するに際して、市外から必要な応援要員等を導入した場合、市長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あっ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

国は、被災により、県及び市が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行うものとする。

(7) 被災地への職員の派遣

県及び市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

1. 目的

市内で発生した大規模災害時における災害対策活動の拠点を定め、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点として機能させるために必要な事項を定める。

2. 防災救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

災害時に市内外から寄せられる大量の救援物資を集積し、被災地へ搬送できる機能及び遠隔地からの救援部隊が集結し、待機、休息スペースを有するものを拠点施設としてあらかじめ指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

(2) 配置計画

市内各支所単位で1箇所を確保する。

(3) 拠点施設の運営

ア. 救援物資輸送拠点

住民及びボランティア、広島県トラック協会等の協力を得て市が運営する。

イ. 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、自衛隊等において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救護計画

1. 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体及び財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長)	被災者の救出 遺体の搜索、収容、埋葬等及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア. 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法を適用した場合

知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

イ. 遺体の搜索、収容、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関、その他関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(イ) 遺体の収容、埋葬等

a. 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準に従い、保護者、引取人のない遺体について、市長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b. 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

c. 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ. 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

3. 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第2項 医療救護・助産計画

1. 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2. 医療救護体制等の整備（平常時）

災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

3. 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

(1) 市

ア. 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ. 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ. 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ. 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 災害拠点病院

ア. 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。

イ. 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ. 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ. 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。

オ. 自院及び近隣医療機関の被災・稼動状況などの情報をEM I Sへの登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関、避難所の支援）】

(1) 市

ア. 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ. 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ. 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

エ. 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 災害拠点病院

ア. 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

イ. 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMA Tの派遣や医療救護活動を継続実施する。

ウ. 自院がDMA T活動拠点本部となっている場合には、統括DMA Tの指示のもと、医療救護活動を継続実施する。

エ. 県DMA T調整本部がDMA T活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMA T活動拠点本部を撤収する。

オ. 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

4. 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

ア. 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

イ. 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

ウ. 県災害対策本部（県保健医療調整本部）には、必要に応じて県内の統括DMA T、DMA T隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMA T等が参画し、情報収集やDMA T、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

エ. 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

① DMA T・ドクターヘリ

【第Ⅰステージ】

ア. 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

イ. 広域医療搬送の要請を受けたDMA Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。

ウ. 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

ア. 統括DMA Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

イ. 県DMA T調整本部がDMA T活動の終了を判断した時は、DMA T県調整本部を解散する。

ウ. ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。

エ. ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

② 医療救護班

【第Ⅰステージ】

ア. 医療救護班の派遣が可能な施設は、市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ. 医療救護班の出動は、市が調整・連絡する。なお、調整・連絡に当たっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ. 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ. 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ. 医療救護班が撤収する時期については、市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ. 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

ア. 市は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

イ. 医療救護班の派遣が可能な施設は、市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ. 医療救護班の出動は、市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ. 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ. その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ. 医療救護班が撤収する時期については、市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。

キ. 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

(2) DPATの派遣

ア. 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。

イ. DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。

ウ. DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

① 災害時公衆衛生チーム

ア. 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

- イ. 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ. 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ. 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

② こども支援チーム

- ア. 災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織することも支援チームを被災地に派遣する。
- イ. 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ. 学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

③ 保健師

- ア. 市災害対策本部民生部保健医療班班長は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ. 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市の保健師が行う活動を支援する。

5. 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6. 助産

(1) 原則として医療救護に準ずる。

(2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア. 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者

イ. 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

ウ. 助産の期間

分べんした日から7日以内

7. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1. 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2. 実施責任者

消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3. 実施方法

応急対策は、庄原市消防計画に定めるところにより実施する。

4. 相互応援協力体制の整備

市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5. 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6. 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

1. 目的

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2. 実施責任者

市は、水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3. 実施方法

応急対策の実施は、庄原市水防計画の定めるところによる。

4. 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属するところとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1. 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2. 実施方法

（1）危険物災害応急対策

ア. 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

（ア）施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

（イ）県警察等関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
 - (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び被害の態様を報告する。
 - イ. 市又は消防署は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
 - ウ. 市又は消防署は、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。
 - (ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (ウ) 危険物施設の応急点検
 - (エ) 異常が認められた施設の応急措置
 - また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
 - エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
 - オ. 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。
- (2) 高圧ガス災害応急対策
- ア. 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置
 - (ア) 製造施設等が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。
 - (イ) 所轄消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
 - イ. 市は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
 - ウ. 市は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
 - エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
 - オ. 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。
- (3) 火薬類災害応急対策
- ア. 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者
 - (ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつけること。通路が危険であるかまたは搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
 - (イ) 県警察、消防へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
 - イ. 市は、県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
 - ウ. 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

- エ. 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- オ. 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- カ. 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- キ. 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- ク. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ケ. 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

(4) 毒物劇物災害応急対策

- ア. 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者
 - (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
 - (イ) 保健所、県警察又は消防機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
 - (ウ) 自衛隊員その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
 - (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。
- イ. 市又は消防署は、県、北部保健所及び庄原警察署へ災害発生について、直ちに報告する。
- ウ. 市は、県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- オ. 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通、輸送応急対策計画

1. 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2. 交通秩序応急対策

(1) 実施責任者

市は、震災時等の円滑な道路交通を確保するため、庄原警察署及び道路管理者と協力し、適切な交通対策を講ずるものとする。

(2) 交通規制

ア. 市は、道路の被害及び交通状況の把握を行い、それぞれの道路管理者と連携を密にし、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、県警及び庄原警察署に通報し、県公安委員会と協議の上、区域又は区間を指定して、車両の通行禁止又は制限等交通規制の措置を講じる。

- イ. 市は、交通規制を実施したときは、速やかに規定の標識を立てるとともに、適当なう回路を表示するなど、一般交通にできるだけ支障のないよう努める。
- ウ. 市は、交通規制等を行ったときは、次の系統により禁止制限の種別と対象、規制する区間・期間・う回路とその他の状況を報告又は連絡する。



- エ. 被災地区に交通規制の処置がなされた場合、規制の内容等を住民告知放送等により住民に周知するものとする。
- オ. 震災時に一般交通規制（混雑緩和の措置、危険防止のための交通制限、禁止等）がなされた場合、市長並びに消防団員は、交通秩序が維持されるよう有機的な連携に努めるものとする。

(3) 交通確保対策

ア. 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ. 緊急交通路の確保

(ア) 緊急交通路の確保は、市をはじめとする道路管理者及び庄原警察署が協力して行う。

(イ) 緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。

(ウ) 緊急交通路の上の障害物は優先的に除去するとともに、亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急通行の確保に努める。

ウ. 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業界等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

エ. 交通安全施設の復旧

県公安委員会は、緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先し、交通安全施設の応急復旧を行う。

オ. 障害物除去等

(ア) 地震によって道路等に運ばれた土砂、竹木等の障害物は、円滑な交通を確保するよう、空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に処分する。又、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急通常路以外の道路の路端等に処分する。

(イ) 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(ウ) 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

a. 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b. 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

c. 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d. 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e. 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 緊急通行車両の確認等

被災者の人命救助等の目的で、負傷者や医薬品等の物資を緊急に搬送又は輸送する必要がある場合は、事前の届け出に基づいて、県公安委員会から交付されている「緊急車両事前届出済証」を庄原警察署に提出し、緊急通行車両の標識及び証明書の交付を受け、災害時の救急活動等を迅速に行うものとする。

(5) 除外車両の確認等

業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、除外車両として「規制対象除外車両標章」及び「規制対象除外車両通行証明書」の交付を県公安委員会から受け、標章を掲示して業務を行うものとする。

3. 応急輸送対策

(1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、市長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。

ア. 輸送車両の確保

市は、災害時の輸送手段を確保するため、移送人員、物資数量または緊急度等に応じ、次の順序で、車両の確保、借り上げ、または移送依頼を行う。

(ア) 人員の移送

- a. 市公用車
- b. 備北交通株式会社車両
- c. 市内事業所車両
- d. 営業用車両
- e. その他自家用車等

(イ) 物資等の輸送

- a. 市公用車
- b. 県公用車
- c. 日本通運株式会社車両
- d. 農業協同組合車両
- e. 市内事業所車両
- f. 営業用車両
- g. その他自家用車等

イ. 輸送手段の確保

車両による輸送が困難になった場合の空路輸送に備え、ヘリポートの整備を行うとともに、その利用の可否について定期的に確認するなど、必要な措置を講ずる。

(2) 災害の規模等により必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋を依頼する。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1. 趣旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2. 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用され、知事が実施を指示した場合、市長は設置義務者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所等の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(3) 指定避難所及び福祉避難所

附属資料に掲載

(4) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

3. 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4. 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、「庄原市避難所運営マニュアル」に基づき、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員が、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整を行うなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治振興区や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及

び円滑な指定避難所の運営に努める。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、市は県と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め、関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (6) 「感染症予防対応避難所開設初期マニュアル」及び「広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」を活用し、指定避難所における感染予防対策の適切な実施に努める。

県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるように努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (7) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (8) 市は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警

察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

5. 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、輸送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努める。

6. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 災害広報・被災者相談計画

1. 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 実施方法

(1) 広報活動

ア. 広報の目的

市は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

イ. 広報機関による広報の内容

市、備北地区消防組合は、庄原警察署、その他の関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(ア) 広報の内容

<災害発生直後の広報>

- a. 気象等に関する予警報及び情報
- b. 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c. 医療、救護所の開設に関する情報
- d. 災害発生状況に関する情報
- e. 出火防止、初期消火に関する情報
- f. 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g. その他必要な事項

<応急復旧時の広報>

- a. 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b. 電気、ガス、上下水道の復旧に関する情報
- c. 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d. 電話の利用と復旧に関する情報
- e. ボランティア活動に関する情報
- f. 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g. 臨時相談所に関する情報
- h. 住民の安否に関する情報
- i. 被災宅地危険度判定に関する情報
- j. その他生活情報等必要な情報

(イ) 広報の方法

- a. 住民告知放送等による広報
- b. 窓口による広報
- c. 広報車、ハンドマイク等による広報
- d. 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e. ビラ配布等による広報
- f. 自主防災組織・自治会組織等を通じての連絡
- g. 県に対する広報の要請
- h. 報道機関への情報提供、放送要請
- i. 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- j. インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k. 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l. 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用

ウ. 放送機関に対する放送の依頼

知事及び市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別な必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

エ. 外国人等への広報

言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、十分に配慮して行うものとする。

(2) 被災者相談活動

ア. 被災者相談機関

災害が発生したときには、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望や苦情等に対処する。

イ. 相談方法

各防災関係機関は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1. 趣旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2. 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 市営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3. 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事が市長に実施を委任した時は、市長が実施する。

4. 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア. 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ. 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ. 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ. 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(5) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア. 借上げ戸数

借上げ戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅等の状況を勘案するものとする。

イ. 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

5. 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(4) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6. 市営住宅の提供

緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

7. 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア. 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物との決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ. 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ. 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の要請を行う。

また、市と協力して必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア. 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ. 県及び市は、地震被害に備え市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア. 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ. 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

ウ. 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ. 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保、及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ. 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わってこれを調達する。

(4) 県と市間の連絡調整等

- ア. 市は、建築判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- イ. 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8. 民間賃貸住宅の情報提供

市長は、県知事を通じ民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部協力に対して協力を要請するものとする。

9. 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

ア. 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (エ) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ. 市は知事に要請し的確な支援を受けるものとする。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア. 市長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ. 市長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア. 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ. 知事は、市長からの支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講ずる。

ウ. 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなった時は、知事が宅地判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

エ. 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ. 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

(4) 県と市の連絡調整

ア. 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ. 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1. 趣旨

市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2. 実施責任者及び実施内容

(1) 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

(3) 知事は、市長から要請があった場合、又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

3. 実施方法

(1) 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調製粉乳等）供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4. 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に受入れされた者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）

(4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 被災地内に停車した列車等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5. 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1. 趣旨

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対して最小限度必要となる飲料水を確保する。

2. 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任したときは市長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

3. 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20L程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4. 飲料水等供給方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- (3) 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (7) 市のみでは飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町又は県に応援を要請する。
- (8) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (9) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- (10) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第3項 生活必需品等供給計画

1. 趣旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2. 実施責任者

知事は災害救助法を適用し、市長を補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3. 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4. 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5. 実施方法

知事は市長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

市長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

1. 方針

市内で大規模な災害が発生し、市単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2. 物資の備蓄、調達及び供給体制

(1) 市

ア. 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所を選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点（庄原市民会館）が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ. 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ. 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者と救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

エ. 大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

(2) 県

ア. 市から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市へ供給する。

- イ。「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。
- ウ。県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。
- エ。災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

第10節 保健衛生・防疫、遺体対策に関する活動

第1項 防疫計画

1. 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理に必要な事項について定めることを目的とする。

2. 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延予防が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「法」という。)第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	指定感染症
ねずみ族・昆虫等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	指定感染症

(2) 防疫活動

ア。市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

イ. 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

ウ. 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防衛活動状況を県に報告する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1. 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2. 遺体の搜索

知事は、災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

また、知事は、県警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容する。

3. 遺体への適切な対応

(1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

(2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。

(3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により対応する。

ア. 新型コロナウイルス等の感染症防止措置のため、必要な資機材を確保し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ. 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体の腐敗防止措置を行った上で遺体安置場所のみに使用できる特定の施設（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）の確保に努める。

4. 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

(1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。

(2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等

- ア. 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
- イ. 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
- ウ. 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1. 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2. 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3. 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

4. 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5. 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6. その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7. 住民への広報活動

市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1. 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、市内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア. 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画に定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に重大な影響を与える場合は関係機関と連絡協議のうえ、必要ときはその指示を求めるなど公共に与える影響を十分配慮して実施する。

イ. その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3. ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処置し、協力する。

(2) 実施方法

ア. ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ. ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ. ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ. 災害により、ガス供給が不可能となった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努める。

オ. ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4. 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急対策計画

ア. 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ. 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ. 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5. 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 応急復旧対策

ア. 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ. あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ. 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

(3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行う。

(4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第3項 廃棄物処理計画

1. 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。

また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2. 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

(1) 県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(2) 市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3. 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4. 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区 分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

5. 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第4項 有害物質等による環境汚染防止計画

1. 目的

被災した工場又は事業所等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2. 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流失防止措置

ア. 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流失の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ. 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ. 環境影響の把握

有害物質の飛散・流失により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。

また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況等を勘案して定める。

3. 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の推進

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

1. 方針

県、市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、社会福祉協議会等との連携を促進させる。

2. ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、市は、庄原市社会福祉協議会が設置する庄原市被災者生活サポートボランティアセンターと連携・強化を図り、研修を強化するなど、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信等のノウハウを更に充実させる。

(2) 市災害対策本部の役割

市は、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

ア. 庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援

本部は、庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

イ. 専門ボランティアの派遣要請

災害時において、専門的なボランティアが必要な場合、県災害対策本部へ専門ボランティアの派遣申請ができる。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

庄原市被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア. 庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ. 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(4) 庄原市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア. 被災者の支援ニーズ等の把握

市災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ. ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ. ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

市から庄原市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

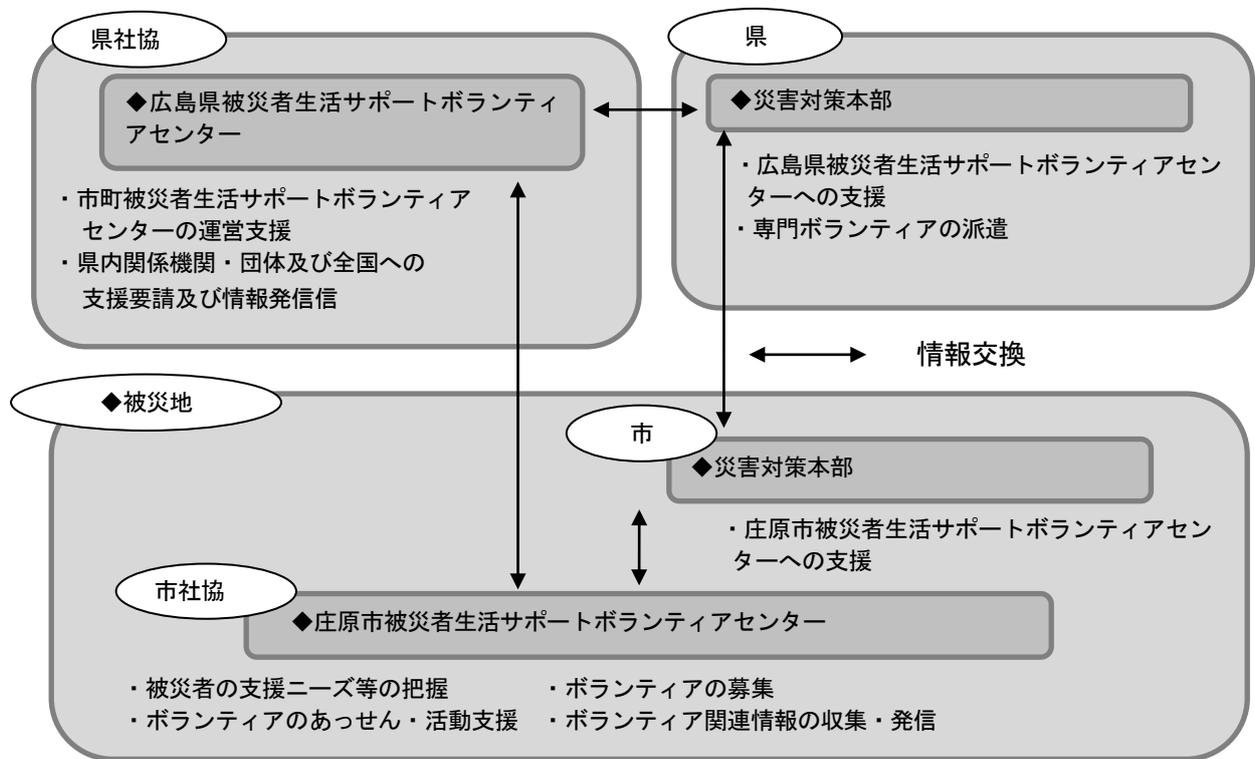
また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ. ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。



3. 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4. ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

5. 災害情報等の提供

市は庄原市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6. ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7. 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8. ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第13節 文教計画

1. 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育、実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は災害発生時において学校（私立幼稚園を含む。以下同じ。）や社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2. 避難対策

(1) 学校の管理者

- ア. 市立学校
市教育委員会
- イ. 県立学校
県立学校長
- ウ. 国公立大学
国公立大学長
- エ. 私立幼稚園
私立幼稚園理事長

(2) 休業等の実施

学校の管理者は、市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分注意する。

(3) 避難の実施

学校の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

(4) 在校児童生徒の安全確保

災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で、速やかに保護者と連絡をとるとともに、保護者と連絡がとれない等の理由で生徒等の引渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3. 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的に不安感の解消に努める。

4. 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア. 応急教育の実施責任者

(ア) 市立学校（幼稚園を除く。）

市教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

イ. 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会がその確保のためあつせんに当たる。

ウ. 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

- (ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。
- (イ) 教職員を動員し、授業再開に務める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。
- (ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
- (エ) 児童生徒を学校に一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。また、障害児学校にあってはスクールバス等の利用が困難となった場合は、通学区域を分割し、公共施設を利用した分散授業に努める。
- (オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- (カ) 児童生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア. 教科書等の確保

市教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

イ. 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合には、教科書等学用品を災害救助法施行細則により、次により調達し、支給する。

また、知事がある実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに義務教育学校の児童生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校の生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a. 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b. 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c. 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a. 教科書及び教材 給与に要した実費
- b. 文房具及び学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a. 教科書及び教材 1か月以内
- b. 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は県教育委員会にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

- ア. 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。
- イ. 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資料を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。
- ウ. 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
- エ. 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学路等の確保

- 災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。
- ア. 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが通行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。
 - イ. 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。
 - ウ. 災害により通学不能又は困難が常時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。
 - エ. 道路等の交通確保については次節において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

- 高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう指導する。
- 大学、各種学校についても、高等学校に準じて、災害応急対策への協力を指導又は要請する。

(7) 授業料等の減免

- 県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被害を受けた場合は、必要に応じ、授業料・受講料の減免措置を講ずる。
- また、県は、私立幼稚園、私立小・中・高等学校、私立専修学校（3年制高等課程に限る。）及び私立各種学校（外国人学校に限る。）の園児、児童及び生徒が被災を受けた場合で、学校設置者が授業料・入学時納入金の減免措置を講じた場合、必要に応じて当該学校設置者に対して助成するとともに、県立看護専門学校の学生の保護者（学費負担者）が被害を受けた場合には必要に応じ授業料の減免措置を講じる。さらに、公立大学法人県立広島大学は、学生の学費負担者が被害を受けた場合、必要に応じて授業料等の減免措置を講ずる。

(8) 奨学金の貸付

- 県教育委員会は、災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸付けが必要な場合は、奨学金を貸し付ける。

(9) 就学奨励費の再支給

- 県教育委員会は、災害により学用品等を喪失又は損傷した幼児、児童、生徒がある場合には、就学奨励費の再支給等必要な措置を講ずる。

5. 学校が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
 - また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全に期する。
 - さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。
- (2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

6. 社会教育施設が地域の避難場所となる場合の対策

- (1) 社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。
さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- (2) 社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

7. 文化財に対する対策

- (1) 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、避難や救出体制等を計画しておく。
- (2) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- (3) 市教育委員会は、市指定の文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被害状況を報告する。
- (4) 県教育委員会は、前項の報告を受けたときは、市教育委員会に対し必要な措置を取るよう指示し、国指定等の文化財については文化庁へ被災状況を報告する。
- (5) 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を促進する。

第14節 保育に関する計画

1. 目的

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速、的確な措置を講じ、児童の生命を守り安全を確保することを目的とする。

2. 避難対策

- (1) 所長（不在の場合は、それに準ずる者。以下「所長等」という。）は、別に定める避難計画に基づき、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- (2) 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、児童福祉課又は各支所児童福祉担当室に報告する。
- (3) 児童は、保育所の管理下において、安全確保を第一とする。
- (4) 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、児童を保育所内に保護する。

3. 応急対策

- (1) 勤務時間外に災害が発生した場合において、職員は、災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、施設の管理及び応急的な保育の実施のための体制を確立する。
- (2) 職員の被災等により人員が不足する場合は、関係部局と調整し必要な措置を行うとともに、児童等及び保護者に周知する。
- (3) その他、応急対策については文教計画に準ずるものとする。

第15節 災害救助法適用計画

1. 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は市長が、住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2. 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

ア. 避難所の設置

イ. 応急仮設住宅の供与

ウ. 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

エ. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ. 医療及び助産

カ. 被災者の救出

キ. 被災した住宅の応急修理

ク. 学用品の給与

ケ. 埋葬

コ. 遺体の搜索及び処理

サ. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア. 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合

(ア) 市の区域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

(イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」（広島県地域防災計画附属資料に掲載）以上であること。

(ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上（広島県地域防災計画附属資料に掲載）であって、市の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 住家滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ. 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。
(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア. 市における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ. 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部に連絡・指示する。

ウ. 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、市は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に受入れされた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、そ の他生活必需品 の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者)	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命・身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)
学用品の給与	住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書)1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金 職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	各 応 急 救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各 応 急 救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者になって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第16節 航空機事故による災害応急対策計画

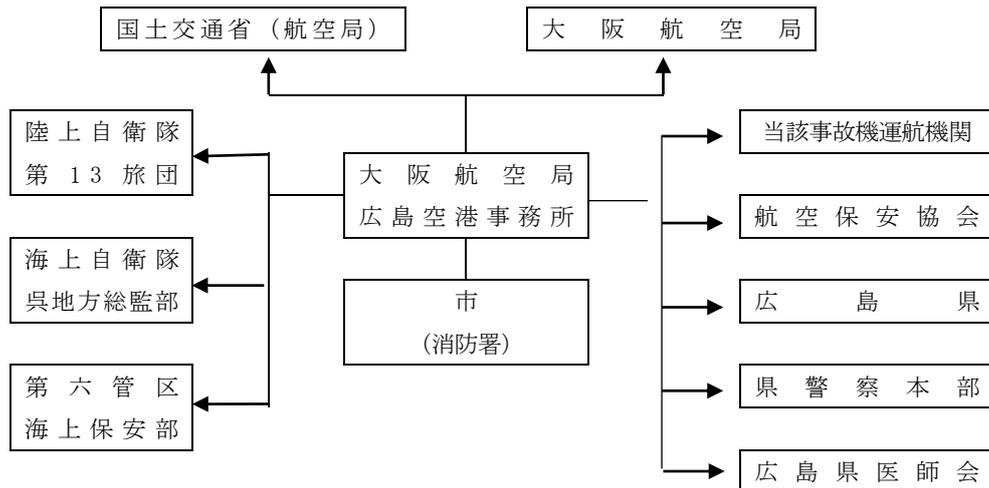
1. 目的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

2. 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

○市又はその周辺で災害が発生した場合



3. 実施責任者及び実施内容

市の措置

- (1) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。
- (2) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。
- (3) 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

4. 応援協力

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第17節 主な災害の特質及び対策の計画

1. 雪害対策

(1) 災害の特質

ア. 極寒期の数次にわたる降雪により長期間交通が途絶し、各種の機能がまひし又は停止する等の間接被害が多い。

イ. 積雪による被害、融雪による被害、特になだれによる被害等の直接被害がある。

(2) 応急対策

ア. 体制

(ア) 注意報（大雪、風雪、なだれ）発表等により注意体制に入る。

(イ) 警報発表により警戒体制に入る。

(ウ) 注意報発表後の降雪状況、被害発生状況により災害対策本部を設置する。

イ. 対策状況

- (ア) 道路、公共施設の除雪
- (イ) 通信手段の確保
- (ウ) なだれによる被害防除（災害発生のおそれのある場合、災害救助法の適用）
- (エ) 救助救難（医療救助、救助物資輸送等）
- (オ) 環境衛生（し尿処理等）その他民生安定対策
- (カ) 生鮮食料品の確保対策
- (キ) 農畜産物などの出荷貯蔵対策
- (ク) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (ケ) 中小企業者の営業活動の停滞による間接被害に対する資金対策
- (コ) 家畜飼料対策

2. 長雨対策

(1) 災害の特質

- ア. 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- イ. 日雨量、連続雨量が大きくない限り、被害は比較的少ない。
- ウ. 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

(2) 応急対策

ア. 体制

被害発生状況によって体制を決める。

イ. 対策事項

- (ア) 病虫害防除及び指導
- (イ) 再生産のための手段の確保及び指導
- (ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策
- (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
- (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3. 豪雨、台風による洪水対策

(1) 災害の特質

- 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
- また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア. 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制（水防準備）
- (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により災害対策本部を設置する。）
- (ウ) 災害発生（被害報告）により出動体制

イ. 対策事項

- (ア) 堤防の補強及び応急復旧
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 障害物の除去
- (オ) 救難、救助
- (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (コ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

- (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (シ) 治山・治水対策
- (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

4. 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

土砂災害は局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア. 体制

- (ア) 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

イ. 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

5. 風害対策

(1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風等により火災、農産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

(2) 応急対策

ア. 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制に入る。

イ. 対策事項

- (ア) 避難の指示、土地・建物被害に対する対策
- (イ) 堤防の補強及び応急復旧、火災の発生防止
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林作物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

6. 林野火災対策

(1) 災害の特質

近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て込んできた。

一度発生した林野火災は防御活動に幾多の困難に伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア. 体制

(ア) 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

(イ) 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。(被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときには現地災害対策本部を設置する。)

イ. 対策事項

(ア) 広域的、総合的消防体制の確立

(イ) 火災の予防

a. 林野火災防止対策協議会の開催

b. 巡視、監視等の強化

c. 広報宣伝の充実

d. 発生原因別対策

(ウ) 火災の警戒及び防御

a. 火災の警戒

b. 情報伝達の徹底

c. 森林の防火管理

d. 消防活動の促進

(a) 市の林野火災用消防資機材整備費補助

(b) 林野火災特別地域対策事業の推進

(c) 自衛隊への林野火災用資機材の貸与

(d) 自衛隊の災害派遣要請と受入体制の確立

(e) 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

7. 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

(1) 災害の特質

ため池が利用されず放置されている箇所が増加していることから、長雨や豪雨により堤体の決壊等が生じた場合には、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

ア. 決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

イ. 所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

ウ. 所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

エ. 県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

オ. 市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行い、市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

8. 突発的災害対策

(1) 災害の特質

列車の転覆、大規模災害などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被害者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア. 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ. 対策事項

(ア) 救助活動の促進

(イ) 情報の収集及び災害状況の把握

(ウ) 避難の指示

(エ) 国（消防庁）への報告

(オ) 自衛隊への災害派遣要請

(カ) 日本赤十字社広島県支部、県医師会等への緊急医療活動の要請

(キ) 防災関係機関への応急措置の要請

(ク) 二次災害の防止措置の実施

(ケ) 他県への応援要請

9. 農地・森林等の保全の取組

(1) 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥害獣防止対策を推進する。

(2) 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進する。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援する。

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1. 方針

被災者の生活再建及び生業回復のため、市民への各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市は、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2. 各種調査の住民への周知等

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、緊急性の高い地域で地籍調査を優先的に進める。

また、県は市の活動支援に努めるものとする。

3. 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4. 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5. 各種支援措置等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア. 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ. 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

6. 市内諸団体の資金の充実

市内の公共団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1. 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア. 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア. 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ. 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

(3) 中国経済産業局及び中国四国農政局

- ア. 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ. 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ. 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3. 被災者等に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4. 雇用の安定支援

(1) 雇用の確保

- ア. 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- イ. 雇いを確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

(2) 雇用対策等

- ア. 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、市等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- イ. 県外へ避難した被災者に対して、従前の居住地であった市、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1. 方針

市は、応急対策を実施した後被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。

災害復旧については再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。

2. 復旧計画

災害復旧に関しては現行の各種法令の規程により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
道 路 法（昭和27年法律第180号）
河 川 法（昭和39年法律第167号）
砂 防 法（明治30年法律第29号）
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
森 林 法（昭和26年法律第249号）
湾 岸 法（昭和31年法律第101号）
港 湾 法（昭和25年法律第218号）
漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
公 営 住 宅 法（昭和26年法律第193号）
生 活 保 護 法（昭和25年法律第144号）
児 童 福 祉 法（昭和22年法律第164号）
老 人 福 祉 法（昭和38年法律第133号）
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1. 方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2. 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1. 方針

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

2. 受入体制の確立

(1) 国内からの救援物資、義援金の受入れ

ア. 受付窓口の設置等

(ア) 市

救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接市が受領したものについて、原則として委託者に受領書を発行する。

(イ) 県

救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、県を経由するものについて、原則として委託者に受領書を発行する。

(ウ) 日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等

義援金の受付窓口を設置する。

イ. 被災地のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し、県民、企業等から救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して県民等に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

ウ. 問い合わせ窓口の設置

本市以外の市町村が被災した場合、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

エ. 保管場所の確保

(ア) 救援物資

市は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法を迅速に定めるとする。

(イ) 義援金

市、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 海外からの救援物資、義援金の受入れ

市は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れるものとする。国が受入れを決定した場合は、前記(1)に準じ速やかに対応するものとする。

3. 救援物資及び義援金の配分

(1) 救援物資の配分

市は、相互の連携のもとに、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。

その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、県、市、日本赤十字社広島県支部及び広島県共同募金会等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1. 方針

県及び市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

2. 被災地における市街地の復興

県及び市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合には、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3. 学校施設の復興

県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。